

令和3年度 第2回 三重地方最低賃金審議会

日 時 令和3年7月13日(火) 午前11時～
場 所 津市島崎町327番地2
第二地方合同庁舎 地下共用会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 三重県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について
- (4) その他

3 閉 会

【資料目次】	資料
(1) 春季賃上げ妥結状況(令和3年)・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 主要統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3) 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)関係 部分抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4) 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決 定)関係部分抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(5) 産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移(三重県)・・・・・・・・	5
(6) 労働経済指標の推移・安定所別有効求人倍率の推移・・・・・・・・	6
(7) 鉱工業生産指数の推移・鉱工業製品在庫指数の推移(季節調整済指数)・・・	7
(8) 安定所別有効求人倍率の推移・新規求人倍率の推移(三重県)・新規学卒者 の初任給情報(三重県)・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(9) 令和3年における特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出書提出一覧・ 申出内容一覧・申出書(写し)・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(10) 賃金改定状況調査結果の訂正について・・・・・・・・	10

春季賃上げ妥結状況（令和3年）

（令和3年7月8日現在）

区分	調査対象	令和3年				令和2年		
		集計月日	企業・組合数	金額（円）	賃上げ率（%）	企業・組合数	金額（円）	賃上げ率（%）
連合	全体	7月5日	組合 4,772	5,180	1.78	組合 4,807	5,506	1.90
	300人未満	7月5日	組合 3,553	4,288	1.73	組合 3,456	4,464	1.81
経団連	大手（原則として東証1部上場、従業員500人以上）	5月28日	社 89	6,040	1.82	社 130	7,096	2.12
	中小（従業員500人未満）	6月11日	社 212	4,444	1.72	社 382	4,371	1.70

- （注） 1 額、率ともに平均賃金方式による加重平均。
 2 連合調べ、経団連調べの前年分は最終結果である。
 3 経団連調べは了承も含む。

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2

- 2 有効求人倍率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
 - (2) 年齢別常用求人倍率の推移（暦年、年齢別） . . . 4

- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
 - ハ 初任給の上昇額・率の推移（年度、学歴別） . . . 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
 - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11

- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和3年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和2年）

5	夏季賞与・一時金妥結状況（令和3年）（連合、経団連）	・・・14
6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）	・・・15
7	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移（年度）	・・・16
8	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）	・・・17
9	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・18
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）	・・・20
10	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、暦年・四半期）	・・・21
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・22
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・22
	(2) 法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度・四半期）	・・・25
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、暦年・四半期）	・・・26
11	法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・28

II 都道府県統計資料編

1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者(高卒)の所定内給与額）	・・・30
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・31
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・32

4	賃金・労働時間の実情と推移	
(1)	賃金	
	定期給与の推移〔事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・33
(2)	労働時間	
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模30人以上〕 （ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別（暦年））	・・・34
5	消費者物価指数等の推移	
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・月）	・・・35
(2)	消費者物価地域差指数の推移（ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年）	・・・36
6	労働者数等の推移	
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・37
(2)	雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・38
(3)	就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・39

Ⅲ 業務統計資料編

1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	令和2年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 （ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額（引上げ額・率）・採決状況等）	・・・40
(2)	目安と改定額との関係の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・41
(3)	効力発生年月日の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・42
(4)	加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別、年度）	・・・43
(5)	最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差、年度）	・・・44
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・45
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移（暦年、法違反の状況・法違反事業所の認識状況等）	・・・46
(2)	業種別法違反の状況（令和3年 全国計） （業種別、地域別・特定最低賃金適用事業場別）	・・・47

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (※) (月平均)		完全失業率 (※)
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	98.9	△ 2.8	94.8	△ 4.2	12,734	△ 4.4	<302>	<△32>	<4.6>
24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,561,896	0.6	-	5,543,005	0.6	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	166	△ 24	2.4
令和元年	5,598,267	0.7	-	5,543,741	0.0	101.1	△ 3.0	99.9	△ 3.1	8,383	1.8	162	△ 4	2.4
2 年	5,386,091	△ 3.8	-	5,285,238	△ 4.7	90.6	△ 10.4	87.1	△ 12.8	7,773	△ 7.3	191	29	2.8
平成 31 年 1～3 月	5,593,990	0.7	2.7	5,562,791	0.4	102.8	△ 2.1	101.6	△ 3.0	1,916	△ 6.1	165	△ 1	2.4
令和元年 4～6 月	5,610,390	0.3	1.2	5,569,155	0.1	102.8	0.0	102.1	0.5	2,074	△ 1.6	168	△ 1	2.4
7～9 月	5,627,787	0.3	1.2	5,576,237	0.1	101.7	△ 1.1	100.2	△ 1.9	2,182	8.2	161	△ 7	2.3
10～12 月	5,561,975	△ 1.2	△ 4.6	5,469,995	△ 1.9	98.0	△ 3.6	95.6	△ 4.6	2,211	6.8	153	△ 10	2.2
令和 2 年 1～3 月	5,531,264	△ 0.6	△ 2.2	5,442,312	△ 0.5	98.0	0.0	94.6	△ 1.0	2,164	12.9	165	0	2.4
4～6 月	5,101,130	△ 7.8	△ 27.7	5,002,323	△ 8.1	81.5	△ 16.8	75.3	△ 20.4	1,837	△ 11.4	194	26	2.8
7～9 月	5,384,371	5.6	24.1	5,266,972	5.3	88.8	9.0	85.1	13.0	2,021	△ 7.4	204	43	3.0
10～12 月	5,515,762	2.4	10.1	5,415,121	2.8	93.9	5.7	92.6	8.8	1,751	△ 20.8	201	48	2.9
3 年 1～3 月	5,444,002	△ 1.3	△ 5.1	5,360,897	△ 1.0	96.6	2.9	95.6	3.2	1,554	△ 28.2	193	28	2.8
令和 3 年 1 月	-	-	-	-	-	96.9	3.1	95.7	3.2	474	△ 38.7	203	△ 7	2.9
2 月	-	-	-	-	-	95.6	△ 1.3	93.0	△ 2.8	446	△ 31.5	203	0	2.9
3 月	-	-	-	-	-	97.2	1.7	98.2	5.6	634	△ 14.3	180	△ 23	2.6
4 月	-	-	-	-	-	100.0	2.9	99.3	1.1	477	△ 35.8	194	14	2.8
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	472	50.3	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期(月、四半期)比である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数より推計した値である。

(※) 完全失業者数及び完全失業率の〈括弧内〉の数値は補完的に推計した値(2015年国勢調査基準)である。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(%)
平成 23 年	1.05	0.65	95.4	△ 0.3	98.8	1.4	99.9	0.3	104.7	0.5	23.41	98.8	2.2	103.6	2.4	11.17
24 年	1.28	0.80	95.4	0.0	98.0	△ 0.8	98.9	△ 1.0	103.7	△ 1.0	24.10	98.1	△ 0.7	102.8	△ 0.8	10.08
25 年	1.46	0.93	95.8	0.5	99.2	1.2	98.9	△ 0.1	103.1	△ 0.6	24.37	98.0	△ 0.1	102.2	△ 0.6	10.30
26 年	1.66	1.09	99.0	3.3	102.4	3.2	100.0	1.1	101.0	△ 2.2	24.50	99.8	1.9	100.8	△ 1.5	10.40
27 年	1.80	1.20	100.0	1.0	100.0	△ 2.3	100.0	0.1	100.0	△ 0.9	25.40	100.0	0.2	100.0	△ 0.7	11.52
28 年	2.04	1.36	99.9	△ 0.1	96.5	△ 3.5	101.2	1.1	101.3	1.3	25.22	100.7	0.8	100.8	0.9	11.32
29 年	2.24	1.50	100.5	0.6	98.7	2.3	101.7	0.5	101.2	△ 0.1	25.09	102.0	1.3	101.5	0.7	10.78
30 年	2.39	1.61	101.7	1.2	101.3	2.6	102.9	1.2	101.2	0.0	25.09	103.5	1.5	101.8	0.3	10.16
令和 元年	2.42	1.60	102.3	0.6	101.5	0.2	102.7	△ 0.2	100.4	△ 0.8	25.59	103.7	0.2	101.4	△ 0.4	10.27
2 年	1.95	1.18	102.3	0.0	100.3	△ 1.2	101.0	△ 1.7	98.7	△ 1.7	25.28	99.6	△ 4.0	97.4	△ 3.9	10.63
2 年 1～3月	2.18	1.45	102.5	△ 0.3	101.8	△ 0.3	102.5	△ 0.5	99.9	△ 0.6	25.71	102.0	△ 1.8	99.4	△ 1.9	10.82
4～6月	1.80	1.20	102.3	△ 0.3	99.3	△ 2.5	100.7	△ 1.8	98.4	△ 1.5	24.77	99.4	△ 2.5	97.1	△ 2.3	10.42
7～9月	1.83	1.06	102.4	0.2	100.2	0.9	100.7	0.0	98.3	△ 0.1	25.17	99.2	△ 0.2	96.8	△ 0.3	10.53
10～12月	2.00	1.04	101.8	△ 0.6	100.0	△ 0.2	100.7	0.0	99.2	0.9	25.45	100.0	0.8	98.5	1.8	10.73
3 年 1～3月	1.97	1.10	102.1	0.3	101.5	1.5	102.4	1.7	100.3	1.1	25.23	102.8	2.8	100.7	2.2	10.85
令和 3 年 1月	2.03	1.10	102.1	0.7	100.8	0.5	102.1	2.0	100.1	1.2	25.28	102.9	5.8	101.0	5.0	10.91
2月	1.88	1.09	102.1	0.1	101.3	0.5	102.6	0.5	100.6	0.5	25.38	102.3	△ 0.6	100.3	△ 0.7	11.02
3月	1.99	1.10	102.4	0.3	102.3	1.0	102.6	0.0	100.3	△ 0.3	25.04	103.2	0.9	100.9	0.6	10.63
4月	1.82	1.09	101.9	△ 0.5	103.2	0.9	103.7	1.1	101.8	1.5	24.56	103.7	0.5	101.8	0.9	10.44
5月			102.2	0.3	103.9	0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模30人以上の結果であり、平成24年以降は再集計された公表値、平成23年以前は時系列比較のための推計値である。毎月勤労統計調査の令和3年4月分の数値は速報値である。
- 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 国内企業物価指数の令和3年5月分の数値は速報値である。

2 有効求人倍率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位:倍)

区分	年	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	令和3年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.10	1.09	1.10	1.09	
	Aランク	0.67	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.13	0.98	1.00	0.98	0.99	
	Bランク	0.67	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.15	1.07	1.08	1.11	1.14	
	Cランク	0.73	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.29	1.22	1.21	1.23	1.27	
	Dランク	0.61	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.16	1.12	1.13	1.16	1.19	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクにおける数値は、都道府県ごとの数値の単純平均である。
 2 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。
 4 各月の数値は季節調整値である。

(2) 年齢別常用求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年齢計	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.52	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

2 令和2年4月以降、年齢別常用求人倍率が公表されなくなったため、令和元年までの数値を掲載している。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：％）

区分	年	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	1.1	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	△ 0.7	△ 0.1	0.7	2.2
	500人以上	0.1	△ 0.2	0.5	0.0	4.1	△ 1.1	△ 1.5	0.5	0.2	1.1	3.4
	100～499人	0.4	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	△ 0.6	△ 0.7	0.1	0.5
	30～99人	1.1	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	△ 2.4	△ 0.6	0.2	2.3
	5～29人	0.0	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	△ 1.7	△ 0.3	0.5	1.2
定期給与額	30人以上	0.3 (0.0)	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	0.0 (0.4)	△ 0.3 (0.3)	1.1 (1.5)	1.9 (1.3)
	500人以上	△ 0.8 (△ 1.2)	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	0.5 (1.0)	0.0 (0.6)	1.7 (2.1)	2.1 (1.0)
	100～499人	△ 0.3 (△ 0.6)	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	△ 0.8 (△ 0.4)	△ 1.0 (△ 0.5)	△ 0.1 (0.2)	0.6 (0.1)
	30～99人	0.6 (0.5)	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	△ 0.2 (0.2)	△ 0.4 (0.3)	1.1 (1.6)	2.4 (2.1)
	5～29人	△ 0.3 (△ 0.4)	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.2 (0.4)	△ 0.3 (0.6)	△ 0.2 (0.4)	1.1 (1.0)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。
 3 （ ）内の数値は所定内給与額についての増減率である。
 4 令和3年4月分の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

区分	年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年			
											1月	2月	3月	4月
											パートタイム労働者比率	30人以上	24.10	24.37
500人以上	15.92	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30		15.47	15.09	14.70
100～499人	22.88	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.70		24.64	24.39	24.08
30～99人	28.68	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.52		31.73	31.32	30.66
5～29人	35.41	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.21		39.19	39.39	38.99

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 令和3年4月分の数値は速報値である。

ハ 初任給の上昇額・率の推移

上段：上昇額（単位：円） 下段：上昇率（単位：％）

区分 年度	高校卒				高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒				大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)			(現業)			(事務・技術)				
	一律	差あり					一律	差あり			
		基幹職	補助職					基幹職	補助職		
平成23年度	178 0.1	52 0.0	51 0.0	150 0.1	161 0.1	266 0.2	239 0.1	86 0.0	98 0.1	303 0.1	
24年度	140 0.1	161 0.1	91 0.1	72 0.0	91 0.1	125 0.1	207 0.1	232 0.1	30 0.0	176 0.1	
25年度	141 0.1	187 0.1	125 0.1	38 0.0	153 0.1	223 0.1	132 0.1	461 0.2	175 0.1	161 0.1	
26年度	702 0.4	569 0.3	544 0.3	736 0.5	842 0.5	655 0.4	806 0.4	601 0.3	464 0.3	787 0.4	
27年度	1239 0.8	904 0.5	706 0.4	1151 0.7	1579 0.9	1342 0.8	1574 0.8	1933 0.9	1318 0.7	1875 0.9	
28年度	824 0.5	582 0.3	616 0.4	748 0.5	995 0.5	767 0.4	880 0.4	1263 0.6	631 0.3	1153 0.5	
29年度	1093 0.7	565 0.3	532 0.3	834 0.5	966 0.5	851 0.5	1109 0.5	1132 0.5	745 0.4	930 0.4	
30年度	1361 0.8	2618 1.6	2385 1.5	1386 0.8	1660 0.9	1493 0.8	1637 0.8	2171 1.0	1511 0.8	1707 0.8	
令和元年度	1670 1.0	1737 1.0	1641 1.0	1613 1.0	1490 0.8	1642 0.9	1544 0.7	1251 0.6	1041 0.6	1569 0.7	
2年度	1681 1.0	1098 0.8	1160 0.7	1443 0.8	1597 0.8	1202 0.7	1408 0.7	1608 0.8	1231 0.7	1498 0.7	
3年度	553 0.3	100 0.1	183 0.1	625 0.4	692 0.4	514 0.3	537 0.3	443 0.2	452 0.2	463 0.2	

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

- (注) 1 上昇額・率は、それぞれの調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給をもとに算出したものである。
 2 調査対象は、東証第1部上場企業等である。
 3 令和3年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数（平成27年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成25年	99.4	△ 0.9	100.7	△ 1.3	98.7	0.4	266,860	136.9	1,949
26年	99.4	0.0	100.1	△ 0.5	99.3	0.5	268,881	136.3	1,973
27年	100.0	0.6	100.0	△ 0.1	100.0	0.7	265,540	135.8	1,955
28年	100.6	0.6	100.0	0.0	100.6	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	101.2	0.6	99.9	△ 0.1	101.3	0.7	268,736	135.7	1,980
30年	101.9	0.7	99.3	△ 0.6	102.6	1.3	270,694	134.9	2,007
令和元年	102.0	0.1	97.2	△ 2.1	104.9	2.2	270,847	132.0	2,052
2年	102.1	0.1	95.5	△ 1.7	106.9	1.8	271,025	129.6	2,091
平成31年1～3月	101.0	0.0	94.6	△ 1.7	106.8	1.7	268,077	128.5	2,086
令和元年4～6月	102.3	0.1	98.1	△ 3.0	104.3	3.1	271,665	133.2	2,040
7～9月	102.2	0.1	97.7	△ 1.3	104.6	1.4	271,484	132.7	2,046
10～12月	102.5	0.1	98.5	△ 2.4	104.1	2.5	272,136	133.8	2,034
2年1～3月	101.4	0.4	94.2	△ 0.4	107.6	0.8	269,293	127.9	2,105
4～6月	102.1	△ 0.2	94.2	△ 4.0	108.4	3.8	271,250	127.9	2,121
7～9月	102.2	0.0	95.6	△ 2.1	106.9	2.1	271,292	129.7	2,092
10～12月	102.5	0.0	97.9	△ 0.6	104.7	0.6	272,270	133.0	2,047
3年1～3月	102.1	0.7	93.6	△ 0.6	109.1	1.3	271,181	127.2	2,132

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。
 3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数（平成27年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比			
	(%)	(%)	(%)	(%)	(円)	(時間)	(円)		
平成25年	100.2	△ 0.7	101.3	△ 1.5	98.9	0.8	207,560	132.0	1,572
26年	99.8	△ 0.4	100.6	△ 0.7	99.2	0.3	206,720	131.1	1,577
27年	100.0	0.2	100.0	△ 0.6	100.0	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	100.2	0.2	98.9	△ 1.0	101.3	1.2	207,447	128.9	1,609
29年	100.9	0.7	98.3	△ 0.6	102.6	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	100.4	△ 0.5	97.0	△ 1.3	103.5	0.8	207,902	126.4	1,645
令和元年	100.3	△ 0.1	94.7	△ 2.4	105.9	2.3	207,780	123.5	1,682
2年	101.1	0.8	92.8	△ 2.0	108.9	2.8	209,379	120.9	1,732
平成31年1～3月	98.8	△ 0.9	92.2	△ 2.4	107.2	1.5	204,581	120.2	1,702
令和元年4～6月	100.4	△ 0.7	95.4	△ 3.5	105.2	2.8	207,985	124.3	1,673
7～9月	100.9	0.6	95.1	△ 1.7	106.1	2.3	208,958	124.0	1,685
10～12月	101.1	0.7	96.1	△ 1.9	105.2	2.6	209,526	125.3	1,672
2年1～3月	100.0	1.2	91.9	△ 0.3	108.8	1.5	207,151	119.7	1,731
4～6月	101.3	0.9	91.3	△ 4.3	111.0	5.2	209,852	118.9	1,765
7～9月	101.3	0.4	93.1	△ 2.1	108.8	2.5	209,834	121.3	1,730
10～12月	101.7	0.6	94.9	△ 1.2	107.2	1.8	210,663	123.7	1,703
3年1～3月	100.5	0.5	90.1	△ 2.0	111.5	2.5	208,120	117.4	1,773

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。
 3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成23年	296.8	166	1,788	△0.4	257.4	172	1,497	△1.3	253.9	174	1,459	△0.6
24年	297.7	165	1,804	0.9	258.2	172	1,501	0.3	255.5	174	1,468	0.6
25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成25年	136.9	△ 1.3	132.0	△ 1.5	12.4	2.7	16.4	4.2	8.0	4.6	10.6	△ 1.8
26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和3年1月	124.1	△ 1.4	112.8	△ 1.9	11.0	△ 6.8	14.2	△ 4.0	6.7	△ 10.6	7.1	△ 16.5
2月	124.3	△ 2.7	117.7	△ 3.5	11.1	△ 8.3	15.0	△ 5.6	6.9	△ 12.7	8.3	△ 17.0
3月	133.1	2.2	121.6	△ 0.4	12.0	0.9	15.7	△ 0.7	7.5	△ 5.0	8.3	△ 9.8
4月	138.6	4.0	126.8	3.4	12.2	16.2	15.7	17.2	7.6	11.7	8.3	6.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 3 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
 2 令和3年4月分の数値は速報値である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和3年）

連合 第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	173組合 668,944人 6,044円(6,467円) 2.02%(2.14%)	28組合 90,711人 2,607円(1,056円) 0.76%(0.32%)	26組合 112,803人 370円(785円) 0.13%(0.27%)
300~999人	322組合 174,949人 5,539円(5,620円) 2.06%(2.09%)	48組合 26,746人 1,523円(1,374円) 0.53%(0.48%)	43組合 22,397人 802円(2,288円) 0.33%(0.95%)
100~299人	499組合 91,046人 5,300円(5,350円) 2.05%(2.10%)	72組合 11,852人 768円(1,395円) 0.29%(0.52%)	74組合 12,138人 521円(1,064円) 0.22%(0.45%)
~99人	427組合 22,148人 4,797円(5,278円) 1.99%(2.18%)	83組合 3,874人 883円(850円) 0.36%(0.34%)	94組合 4,359人 739円(1,333円) 0.32%(0.57%)
規模計	1,421組合 957,087人 5,830円(6,188円) 2.03%(2.13%)	231組合 133,183人 1,189円(1,169円) 0.44%(0.43%)	237組合 151,697人 642円(1,340円) 0.27%(0.55%)

(注)1 ()内の数値は、令和2年6月5日付 第6回回答集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

		単純平均		加重平均	
		賃上げ額	平均時給	賃上げ額	賃上げ率
時給	249組合 592,960人	賃上げ額	18.45円(25.18円)	21.24円(27.16円)	
		平均時給	1,035.00円(1029.72円)	1,044.36円(1026.58円)	
月給	79組合 18,889人	賃上げ額	3,991円(4,219円)	4,218円(6,339円)	
		賃上げ率	1.86%(2.05%)	1.94%(3.03%)	

(注)1 ()内の数値は、令和2年6月5日付 第6回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和3年5月28日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要21業種 大手249社	89社 6,040円(7,297円) 1.82%(2.17%)

(注)1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。

2 136社(54.6%)の回答を把握したが、このうち47社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 ()内の数値は、令和2年5月21日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和3年6月11日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 754社	212社 4,444円(4,471円) 1.72%(1.72%)

(注)1 従業員数500人未満の企業を対象。

2 224社(29.7%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ()の数値は、令和2年6月12日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 23 年	3,513	2,762	1.2	1.0
24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和2年)

(単位: %)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(87.6)	(2.2)	(10.2)
企業業績	48.8	81.1	30.6
世間相場	2.9	-	0.4
雇用の維持	8.0	4.5	3.0
労働力の確保・定着	7.8	12.4	1.8
物価の動向	0.5	-	-
労使関係の安定	2.0	-	-
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.4	-	0.5
前年度の改定の実績	4.6	0.3	0.4
その他	1.5	-	0.2
重視した要素はない	16.1	1.0	4.4
不明	3.3	0.7	58.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査特別集計」

(注) ()内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

一時金		2021回答			2020回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.26ヶ月			2.28ヶ月	
		1,691組合	1,159,439人	△0.02ヶ月	1,644組合	1,323,428人
	回答額	705,626円			680,033円	
		1,060組合	761,120人	25,593円	1,191組合	742,784人
年間	回答月数	4.63ヶ月			4.83ヶ月	
		1,739組合	1,696,663人	△0.20ヶ月	1,795組合	1,753,341人
	回答額	1,570,257円			1,586,314円	
		933組合	1,017,196人	△16,057円	1,086組合	1,045,145人

- 注 (1) △はマイナスを表す。以下同じ。
(2) 数値は組合員一人当たりの加重平均。
(3) 2020年回答の数値は2020年6月5日付 第6回集計結果

経団連第1回集計(令和3年6月 日)

	2021年夏季			2020年夏季		
	社数	妥結額	増減率(%)	社数	妥結額	増減率(%)
総平均	—	—	—	86	925,947	△ 6.00
製造業平均	—	—	—	79	900,960	△ 5.14
非製造業平均	—	—	—	7	1,079,915	△ 9.88

- 注 (1) 調査対象は原則として東証一部上場の従業員数500人以上。
(2) 2021年夏季の数値は公表前。
(3) 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
(4) 2020年夏季の数値は、2020年6月17日付第1回集計結果。調査対象は主要21業種・大手257社。18業種144社(56.0%)で妥結が出ているが、このうち58社は平均額不明などのため集計より除外。
(5) 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		△ 0.3	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.1
	Aランク	△ 0.5	0.0	0.4	3.0	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.6	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.6
	Bランク	△ 0.3	0.1	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.1
	Cランク	△ 0.3	△ 0.1	0.4	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.4	△ 0.2	0.0	△ 0.4	0.0
	Dランク	△ 0.2	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.3	0.1	△ 0.4	0.2

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注） 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。

7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
地域別 最低賃金 (円)	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
未満率 (%)	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
影響率 (%)	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値

(単位：%)

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
未満率	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—
影響率	2.5	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

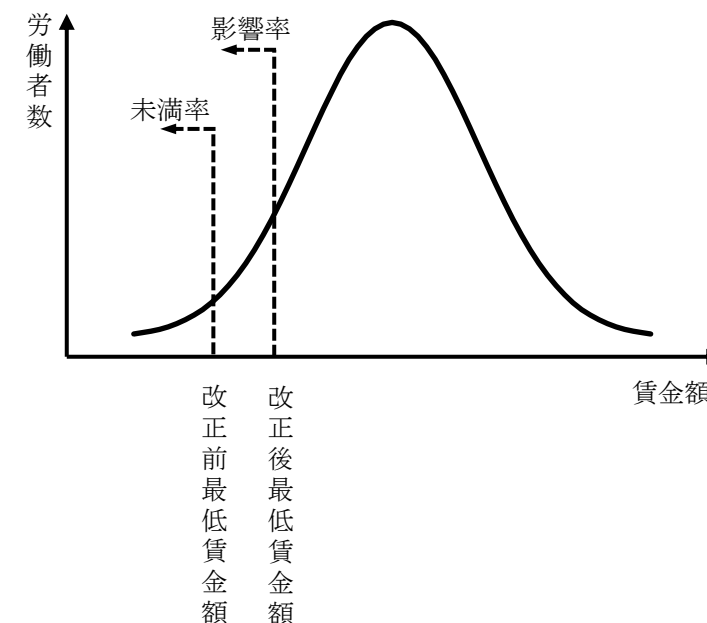
(単位：%)

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
未満率	—	—	—	—	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0
影響率	—	—	—	—	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 2 平成27年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成23年	737	296.8	166	1,788	41.2	257.4	172	1,497	49.2
24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（短時間労働者）

	年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			時間額	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)	時間額比	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)
①	②	①/②	③	①/③	④	①/④	⑤	①/⑤		
		(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
見直し前の集計方法	平成23年	737	1,015	72.6	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6
	24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8
	25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
	26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8	
見直し後の集計方法	平成27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成27年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（毎月勤労統計調査、産業計・事業所規模30人以上）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	厚生労働省「毎月勤労統計調査」					
		産業計・事業所規模30人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成25年	764	266,860	18.9	136.9	14,120	1,949	39.2
26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6
令和元年	901	270,847	18.2	132.0	14,885	2,051	43.9
2年	902	271,025	17.9	129.6	15,141	2,091	43.1

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 3 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (D I)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		平成30年				平成31年	令和元年				令和2年				令和3年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き	
規模計	製造業	18	17	16	16	7	3	-1	-4	-12	-39	-37	-20	-6	-7	
	非製造業	15	15	14	15	15	14	14	11	1	-25	-21	-11	-9	-12	
大企業	製造業	24	21	19	19	12	7	5	0	-8	-34	-27	-10	5	4	
	非製造業	23	24	22	24	21	23	21	20	8	-17	-12	-5	-1	-1	
中堅企業	製造業	19	20	15	17	7	5	2	1	-8	-36	-34	-17	-2	-6	
	非製造業	21	20	18	17	18	18	18	14	0	-27	-23	-14	-11	-12	
中小企業	製造業	15	14	14	14	6	-1	-4	-9	-15	-45	-44	-27	-13	-12	
	非製造業	10	8	10	11	12	10	10	7	-1	-26	-22	-12	-11	-16	

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、平成30年3月調査において「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく調査対象企業の見直しを行っている(前回の見直しは平成27年3月調査)。調査対象企業数は、平成30年3月調査の時点で、10,020である。

	資本金
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (D I)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。
そして、次式によりディフュージョン・インデックス(DiffusionIndex)を算出する。

$$D. I. = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (計画)	令和3年度 (計画)
規模計	製造業	-0.3	-15.9	-18.6	4.2
	非製造業	0.9	-5.1	-37.7	12.2
大企業	製造業	-0.9	-17.5	-17.5	1.8
	非製造業	-0.1	-7.8	-42.3	5.6
中堅企業	製造業	5.8	-3.1	-19.5	5.4
	非製造業	4.0	-2.8	-32.5	16.9
中小企業	製造業	-1.8	-18.1	-25.5	20.6
	非製造業	1.1	0.7	-30.1	22.9

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、「経済センサス」(総務省・経済産業省)をベースとした層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を、前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (計画)	令和3年度 (計画)
規模計	製造業	7.09	6.14	5.44	5.50
	非製造業	5.01	4.78	3.24	3.57
大企業	製造業	8.21	7.00	6.30	6.25
	非製造業	6.53	6.18	3.91	4.06
中堅企業	製造業	5.33	5.22	4.52	4.57
	非製造業	3.88	3.70	2.71	3.08
中小企業	製造業	4.52	3.80	3.10	3.62
	非製造業	3.51	3.53	2.68	3.22

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

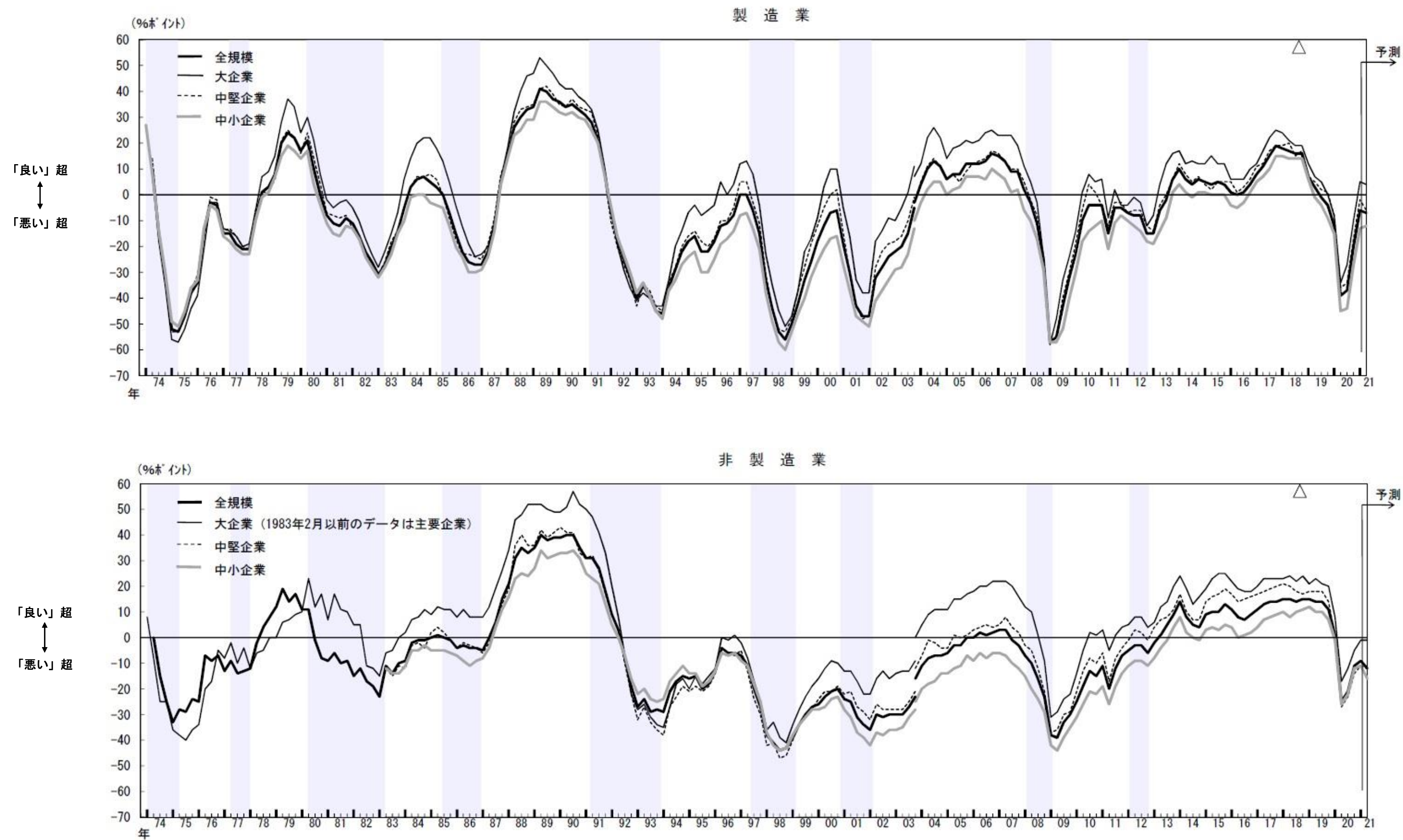
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様の方法により母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

(注) 1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。グラフ右上部にある△は直近の景気の山。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

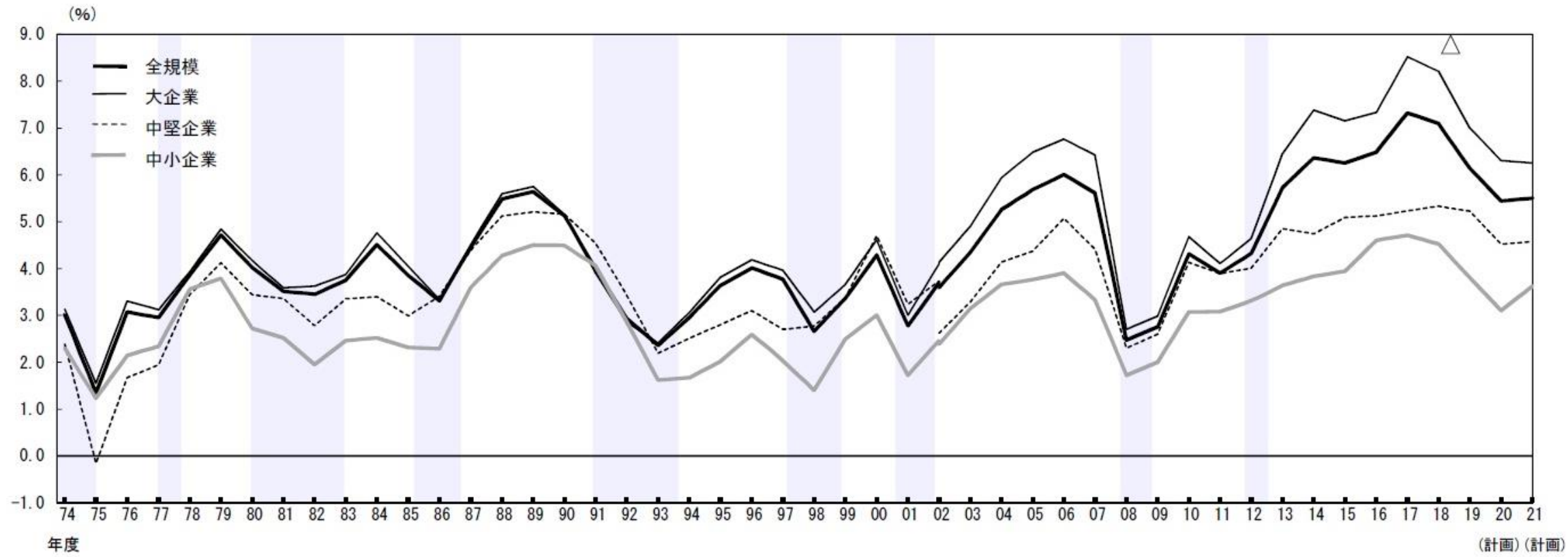
▽業況判断の推移



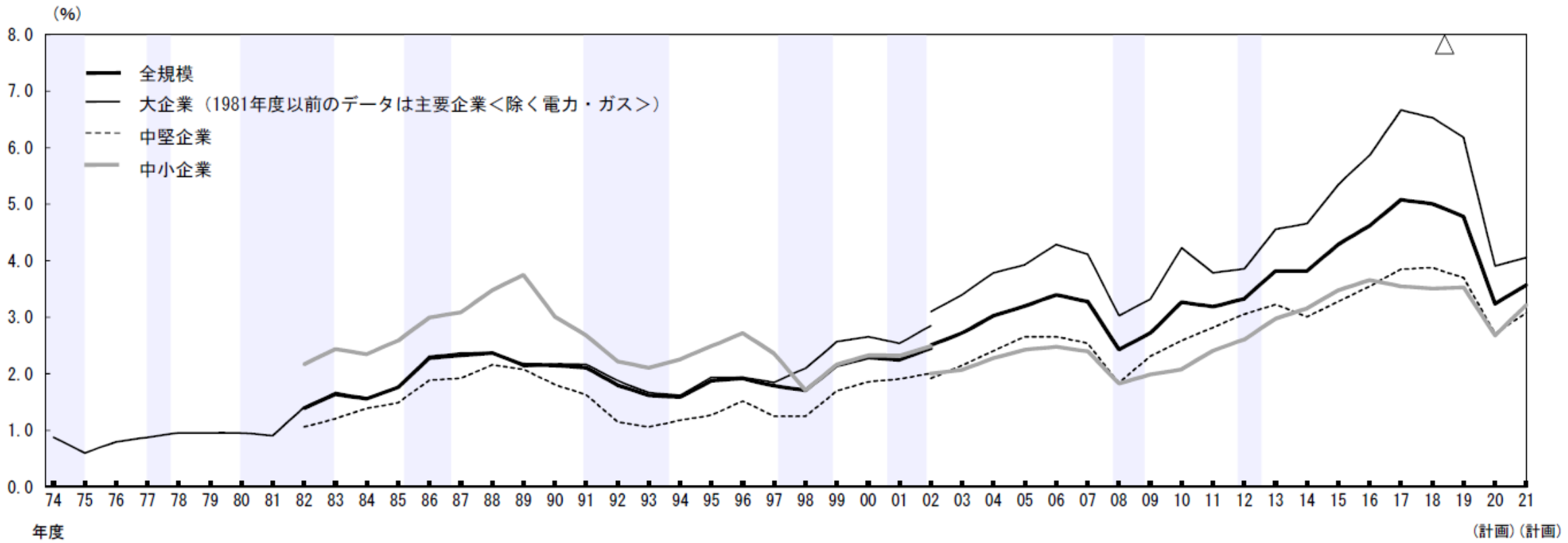
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2021年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2021年3月調査）

(2) 法人企業統計による企業収益

(単位：億円、%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年				令和3年
					1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期
経常利益	規模計	835,543	839,177	714,385	159,262	124,140	123,984	184,505	200,746
	前年同期比	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 28.4	▲ 46.6	▲ 28.4	▲ 0.7	26.0
	資本金規模10億円以上	462,998	482,378	416,995	70,537	100,856	67,299	93,787	105,027
	前年同期比	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 37.4	▲ 30.6	▲ 26.2	▲ 13.9	48.9
	〃 1億円～10億円	130,045	136,617	115,306	27,752	11,238	24,025	31,375	33,773
	前年同期比	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 23.9	▲ 60.1	▲ 23.5	7.3	21.7
	〃 1,000万円～1億円	206,883	183,789	154,438	60,973	12,046	32,660	59,343	61,947
前年同期比	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 16.8	▲ 79.6	▲ 35.4	24.6	1.6	
売上高経常利益率	規模計	5.4	5.5	4.8	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
	資本金規模10億円以上	8.1	8.2	7.4	4.9	8.7	5.3	6.9	7.3
	〃 1億円～10億円	4.5	4.6	4.0	3.7	1.9	3.7	4.5	4.9
	〃 1,000万円～1億円	3.8	3.6	3.1	4.8	1.1	2.8	4.7	5.1

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 金融業、保険業を除く全産業。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	平成30年				平成31年	令和元年				令和2年				令和3年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	
合計	-19.3	-16.1	-18.5	-18.0	-20.1	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	
製造業	-11.7	-9.4	-13.4	-12.5	-18.2	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	
建設業	-7.1	-6.6	-7.9	-3.8	-4.3	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	
卸売業	-14.8	-15.9	-14.7	-13.8	-20.1	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	
小売業	-33.6	-30.0	-31.4	-31.0	-32.2	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	
サービス業	-20.0	-14.6	-17.7	-18.6	-18.5	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

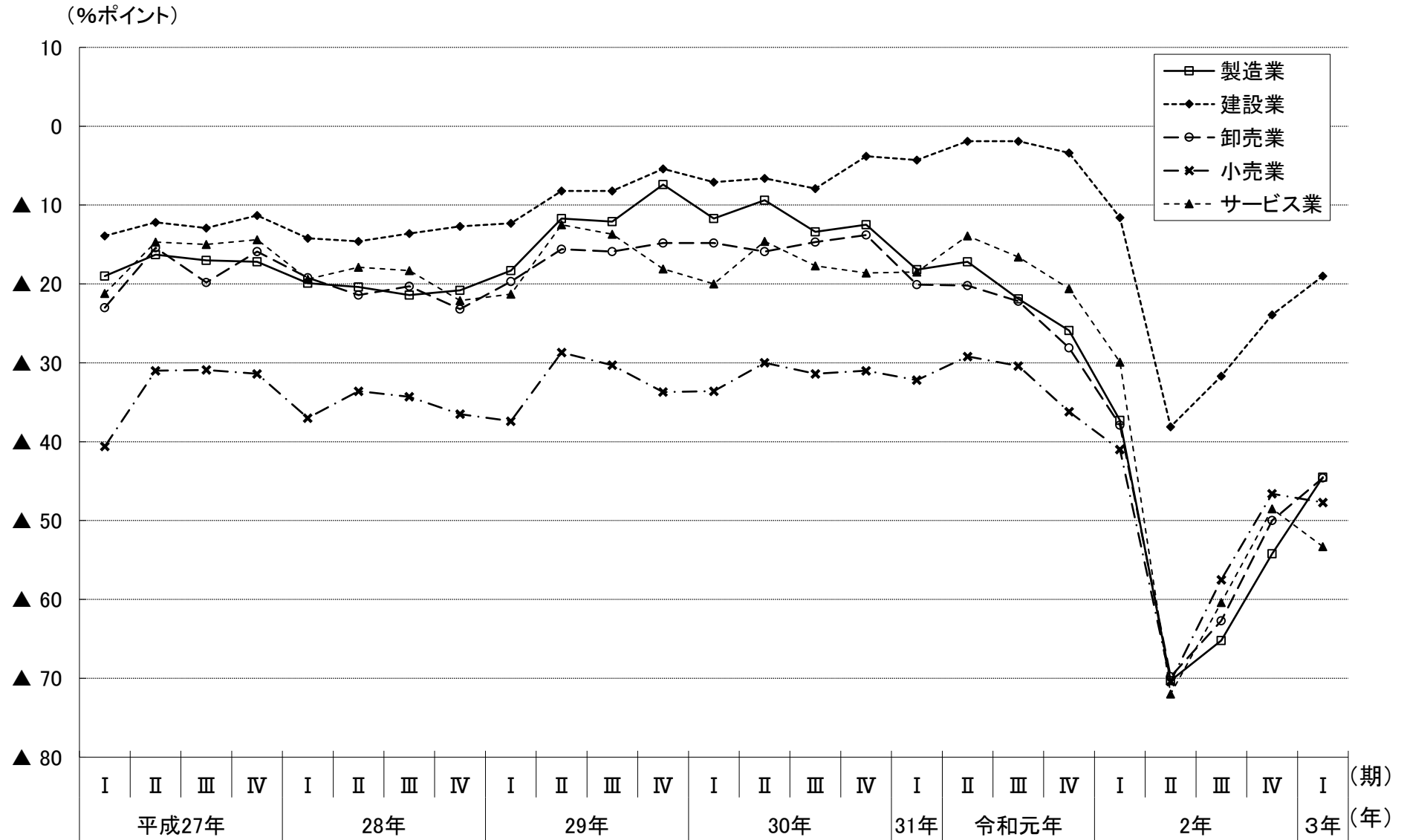
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、DiffusionIndexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注)前年同期比「好転」-「悪化」

11 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成22年度	671	4.7	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

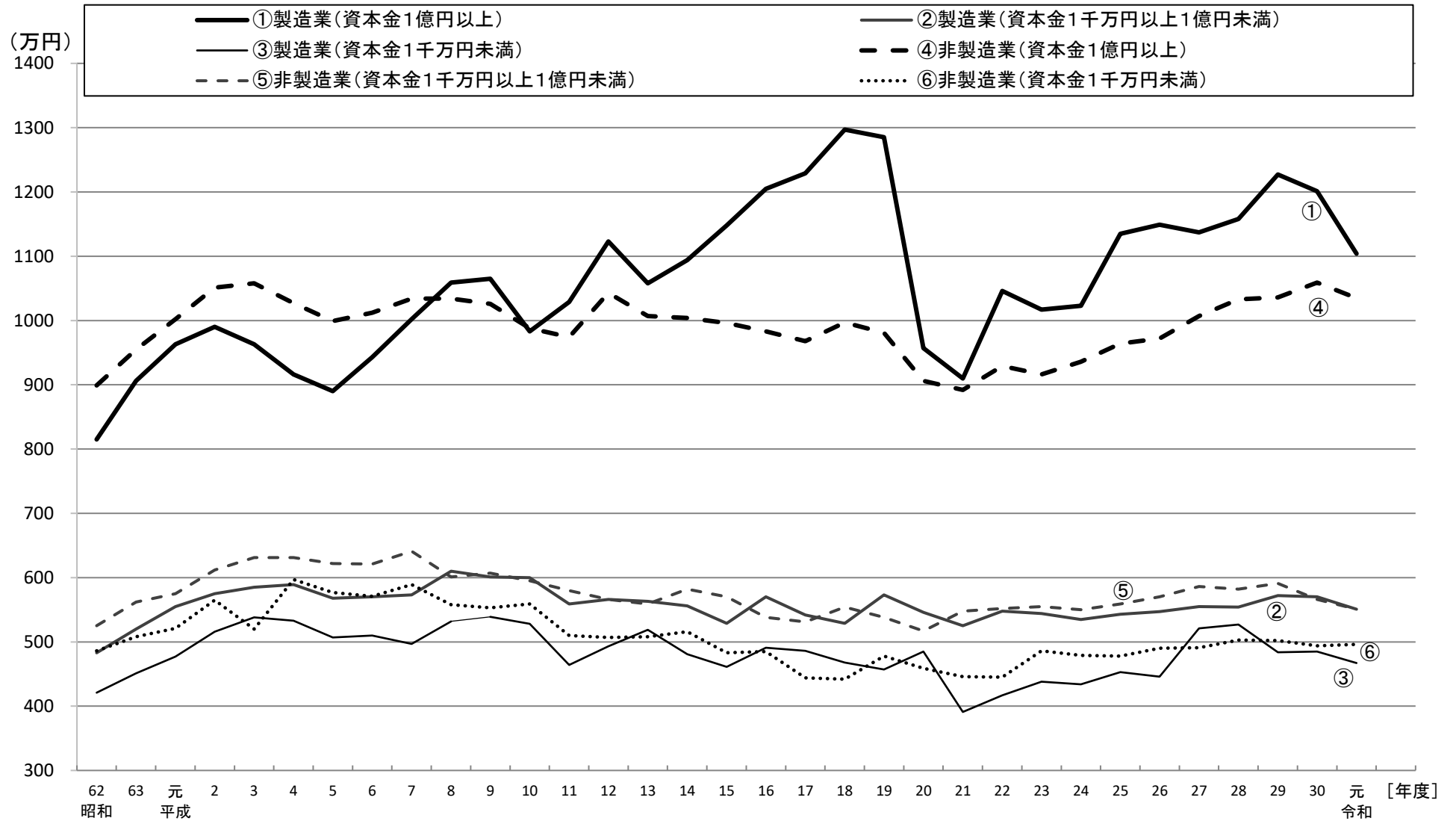
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（平成29年度）			標準生計費（月額、令和2年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和2年）					
		（千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	4人世帯 （円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	男性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	女性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）
A ランク	東 京 神 奈 大 阪 愛 知 埼 玉 千 葉	5,427	100.0	1	218,000	100.0	9	181.9	100.0	10	186.7	100.0	3
		3,227	59.5	11	218,230	100.1	8	193.3	106.3	1	181.2	97.1	6
		3,183	58.7	13	171,410	78.6	40	189.6	104.2	2	188.1	100.7	2
		3,685	67.9	2	230,210	105.6	6	178.7	98.2	19	180.6	96.7	8
		3,067	56.5	17	286,700	131.5	1	187.7	103.2	3	189.6	101.6	1
		3,193	58.8	12	232,060	106.4	5	179.4	98.6	18	183.3	98.2	4
B ランク	京 都 兵 庫 静 岡 滋 賀 茨 城 栃 木 広 島 長 野 富 山 三 重 山 梨	3,018	55.6	18	174,640	80.1	37	177.6	97.6	23	176.0	94.3	15
		2,966	54.7	22	169,720	77.9	42	182.5	100.3	8	181.5	97.2	5
		3,388	62.4	4	210,760	96.7	12	185.0	101.7	4	178.3	95.5	12
		3,290	60.6	8	187,250	85.9	25	182.4	100.3	9	172.8	92.6	19
		3,306	60.9	7	179,658	82.4	32	181.9	100.0	10	169.8	90.9	24
		3,413	62.9	3	187,113	85.8	26	180.8	99.4	14	170.6	91.4	21
		3,167	58.4	14	185,269	85.0	28	177.1	97.4	25	164.8	88.3	35
		2,940	54.2	25	175,720	80.6	36	174.1	95.7	34	179.3	96.0	11
		3,319	61.2	6	206,916	94.9	14	180.7	99.3	15	168.8	90.4	26
		3,111	57.3	15	205,430	94.2	15	181.8	99.9	12	174.3	93.4	16
2,973	54.8	20	194,040	89.0	23	174.6	96.0	32	179.6	96.2	10		
C ランク	群 馬 岡 山 石 川 香 川 奈 良 宮 城 福 岡 山 口 岐 阜 福 井 和 歌 北 海 新 潟 徳 島	3,325	61.3	5	216,620	99.4	10	183.5	100.9	6	177.2	94.9	13
		2,839	52.3	30	179,640	82.4	33	176.1	96.8	28	173.4	92.9	17
		2,962	54.6	23	181,150	83.1	31	178.7	98.2	19	166.0	88.9	31
		3,018	55.6	19	171,059	78.5	41	176.9	97.3	26	164.9	88.3	34
		2,600	47.9	40	233,780	107.2	4	175.0	96.2	30	180.5	96.7	9
		2,944	54.2	24	211,166	96.9	11	175.8	96.6	29	173.1	92.7	18
		2,888	53.2	27	220,740	101.3	7	179.6	98.7	17	170.9	91.5	20
		3,258	60.0	10	202,823	93.0	18	178.6	98.2	21	166.9	89.4	30
		2,849	52.5	29	194,150	89.1	22	176.2	96.9	27	176.6	94.6	14
		3,265	60.2	9	186,230	85.4	27	181.8	99.9	12	168.6	90.3	27
		2,797	51.5	31	234,720	107.7	3	171.1	94.1	35	159.6	85.5	45
		2,682	49.4	36	197,790	90.7	20	174.7	96.0	31	165.0	88.4	33
		2,873	52.9	28	168,320	77.2	43	177.7	97.7	22	170.3	91.2	22
3,091	57.0	16	176,260	80.9	34	182.7	100.4	7	167.1	89.5	29		
D ランク	福 島 大 山 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 角 佐 賀 青 島 秋 田 宮 崎 沖 縄	2,971	54.8	21	205,240	94.1	16	177.6	97.6	23	169.1	90.6	25
		2,710	49.9	34	176,200	80.8	35	168.0	92.4	40	167.4	89.7	28
		2,923	53.9	26	184,510	84.6	29	163.6	89.9	46	158.7	85.0	46
		2,741	50.5	33	143,330	65.7	47	170.6	93.8	37	166.0	88.9	31
		2,553	47.0	42	207,550	95.2	13	171.0	94.0	36	170.2	91.2	23
		2,485	45.8	46	199,310	91.4	19	180.5	99.2	16	164.5	88.1	36
		2,613	48.2	39	195,188	89.5	21	174.2	95.8	33	162.6	87.1	39
		2,571	47.4	41	172,420	79.1	39	167.7	92.2	42	162.6	87.1	39
		2,650	48.8	37	188,050	86.3	24	167.9	92.3	41	162.8	87.2	38
		2,772	51.1	32	203,090	93.2	17	169.0	92.9	39	163.7	87.7	37
		2,492	45.9	43	172,990	79.4	38	159.4	87.6	47	162.1	86.8	41
		2,630	48.5	38	235,380	108.0	2	184.0	101.2	5	162.0	86.8	42
		2,490	45.9	44	181,290	83.2	30	165.5	91.0	45	161.8	86.7	43
		2,699	49.7	35	164,910	75.6	45	169.2	93.0	38	158.5	84.9	47
2,487	45.8	45	167,360	76.8	44	166.7	91.6	44	160.0	85.7	44		
2,349	43.3	47	163,710	75.1	46	167.1	91.9	43	180.7	96.8	7		
資料出所	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」						

- (注) 1 各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
 3 1人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京都	0.82	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45
	神奈川県	0.48	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19	0.87
	大阪府	0.65	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78	1.29
	愛知県	0.87	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93	1.21
	埼玉県	0.51	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33	1.31	1.00
B ランク	千葉県	0.53	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31	0.98
	東京都	0.65	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60	1.17
	兵庫県	0.59	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43	1.04
	静岡県	0.61	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57	1.04
	滋賀県	0.61	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35	0.95
	茨城県	0.65	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62	1.33
	栃木県	0.61	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06
	広島県	0.80	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05	1.42
	長野県	0.72	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60	1.16
C ランク	富山県	0.87	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.91	1.31
	三重県	0.71	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66	1.16
	山梨県	0.61	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42	1.05
	群馬県	0.77	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70	1.26
	岡山県	0.89	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02	1.59
	石川県	0.81	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95	1.31
	香川県	0.97	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80	1.42
	奈良県	0.58	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49	1.21
	宮城県	0.61	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63	1.26
	福井県	0.57	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57	1.15
	山梨県	0.73	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62	1.27
	岐阜県	0.78	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01	1.39
	福井県	1.06	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05	1.64
和歌山県	0.71	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41	1.05	
北海道	0.47	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24	1.03	
D ランク	北海道	0.67	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70	1.64	1.28
	新徳島	0.88	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	1.50	1.16
	福島県	0.59	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51	1.25
	大分県	0.66	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.19
	山形県	0.64	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.54	1.15
	愛媛県	0.75	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61	1.64	1.33
	島根県	0.85	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72	1.70	1.46
	鳥取県	0.68	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64	1.71	1.32
	熊本県	0.61	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63	1.23
	長崎県	0.57	0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22	0.98
	高知県	0.59	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.29	1.03
	岩手県	0.54	0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46	1.39	1.09
	鹿島	0.55	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.14
	佐賀県	0.62	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.09
	青森県	0.43	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24	0.99
秋田県	0.53	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52	1.48	1.29	
宮崎県	0.58	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18	
沖縄県	0.29	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.19	0.81	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

3 失業率の推移（都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年1月～3月
A ランク	京	4.8	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.3	3.1	2.7
	神	4.5	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.9	2.5
	奈	5.1	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.9
	大	3.6	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.9	2.5	2.7
	愛	4.7	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.9	2.5	2.3	3.0	3.1
B ランク	埼	4.4	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.7
	千	4.8	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.4	2.6	2.9
	都	4.6	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.5	2.2	2.7	2.8
	庫	3.6	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.5
	岡	3.7	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	2.1	1.9	2.4	2.8
	賀	4.4	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.4	2.7
	城	4.2	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.5
	木	3.6	3.6	3.6	3.2	3.0	2.8	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5
	島	3.7	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	2.0	2.1	2.6
	野	3.3	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.8	1.9	2.1
C ランク	山	3.5	3.2	2.9	2.3	2.2	1.9	1.8	1.1	1.2	1.7	1.8
	重	3.8	3.4	3.1	2.9	2.8	2.6	2.0	1.8	2.0	1.8	2.0
	梨	4.2	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.3	2.7
	馬	3.7	3.7	3.7	3.2	3.0	2.7	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5
	山	3.8	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	2.1
	川	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.0	2.0	2.2	2.3
	香	4.5	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.7	2.3
	奈	5.7	4.8	4.2	3.6	3.7	3.3	2.9	2.6	2.5	2.9	3.4
	宮	5.6	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.8	3.0	3.1
	福	3.5	3.5	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	1.8
	山	3.7	3.4	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.3	1.3	1.6	1.7
	岐	3.0	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.7	1.4	1.4	1.6	1.9
	福	3.8	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.6
	和	5.2	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	3.0	3.0
	北	4.0	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.7
新	4.3	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.5	1.9	1.9	2.2	2.2	
D ランク	徳	4.8	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.1	2.4	2.8
	福	4.1	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.4	2.0	2.0	2.0	2.2
	大	4.3	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.8
	山	4.2	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.5	1.7	1.7	2.0	2.4
	愛	2.9	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	2.3
	島	4.0	3.7	3.4	2.7	2.4	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.7
	鳥	4.7	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.7	2.6	2.8	2.9
	熊	4.6	4.4	4.2	3.6	3.2	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5
	長	4.3	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.0
	高	5.0	3.9	3.3	2.9	2.9	2.4	2.1	1.8	2.1	2.4	3.0
	岩	4.8	4.5	4.3	3.9	3.5	2.9	2.9	2.5	2.6	2.8	2.8
	鹿	4.2	3.8	3.4	3.4	3.0	2.1	2.0	1.6	1.9	2.0	1.4
	児	6.2	5.3	4.9	4.2	4.2	3.6	3.0	2.7	2.5	3.0	3.6
	佐	5.2	4.4	4.0	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.8	3.0	3.4
	青	4.4	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.4	1.6	2.1	2.5
秋	6.9	6.8	5.7	5.4	5.1	4.4	3.8	3.4	2.7	3.3	3.8	
宮												
沖												

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

(注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
A ラ ン ク	東京都	368,745	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	361,562	—
	神奈川県	296,508	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	309,003	—
	大阪府	311,148	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470	297,353	—
	愛知県	300,144	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	309,457	—
	埼玉県	264,479	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493	267,480	—
B ラ ン ク	千葉県	265,866	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	269,050	275,330	—
	東京都	277,472	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	271,011	—
	兵庫県	269,795	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	284,184	—
	静岡県	279,999	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	276,851	—
	滋賀県	276,917	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	290,321	—
	茨城県	279,926	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	291,257	—
	栃木県	291,110	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	279,696	—
	広島県	284,236	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	289,705	—
	長野県	266,609	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	274,964	—
	富山県	263,741	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	272,536	—
C ラ ン ク	三重県	274,911	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	287,084	—
	山梨県	265,842	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	265,395	—
	群馬県	272,597	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	268,399	—
	岡山県	291,215	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	264,828	—
	石川県	269,183	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	270,271	—
	香川県	260,499	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	271,073	—
	奈良県	260,024	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	245,584	—
	宮城県	270,835	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	268,954	—
	福岡県	279,235	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	269,110	—
	山口県	278,423	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	260,022	—
	岐阜県	271,148	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	263,712	—
	福井県	275,387	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	279,463	—
	和歌山県	253,986	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	254,271	—
北海道	250,903	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	268,988	—	
D ラ ン ク	新潟県	264,834	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	250,656	—
	徳島県	264,160	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	263,217	—
	福島県	257,111	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	270,601	—
	大分県	250,767	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	252,019	—
	山形県	261,468	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	258,975	—
	愛媛県	249,696	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	247,723	—
	根拠	253,659	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	260,841	—
	鳥取県	240,372	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	244,319	—
	熊本県	254,541	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	256,773	—
	長崎県	249,457	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	248,751	—
	高知県	259,251	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	259,220	—
	岩手県	240,758	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	250,867	—
	鹿島	240,779	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388	233,038	—
	佐賀県	233,141	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	246,924	—
	青森県	231,242	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	230,562	—
秋田県	230,106	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851	245,127	—	
宮崎県	232,115	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	237,612	—	
沖縄県	233,892	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	—	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模30人以上の数値である。

2 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

(2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東 京	149.5	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	143.2	-	13.0	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3	13.0	-
	神 奈	142.3	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	140.2	-	13.0	12.0	12.1	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6	13.6	-
	大 阪	148.3	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	141.9	-	11.2	11.9	11.8	12.6	12.5	12.5	12.0	11.5	11.6	-
	愛 知	151.6	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	147.8	-	14.0	13.9	14.5	15.2	16.3	16.2	16.1	16.3	15.5	-
	埼 玉	141.8	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	139.8	-	10.3	11.3	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1	12.0	-
	千 葉	143.9	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	140.5	138.4	-	10.8	11.7	11.5	11.5	12.5	12.5	12.5	11.8	11.6	-
B ランク	京 都	146.4	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	136.1	-	11.2	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6	9.8	-
	兵 庫	146.8	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	-	13.3	11.4	11.5	12.1	12.2	11.8	11.5	12.8	12.0	-
	静 岡	151.8	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	148.2	-	13.6	12.2	12.7	13.5	14.2	14.5	14.7	13.4	12.6	-
	滋 賀	149.3	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	145.4	-	13.2	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	14.6	-
	茨 城	151.3	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	146.6	-	12.7	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3	13.3	-
	栃 木	156.5	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	146.8	-	13.6	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3	12.3	-
	広 島	153.1	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	153.3	151.7	-	13.6	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3	14.0	-
	山 梨	152.7	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	147.4	-	10.4	10.7	11.2	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6	10.5	-
	富 山	155.0	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	154.8	151.0	-	11.7	12.3	11.8	12.4	13.3	13.5	13.6	12.9	11.7	-
	三 重	147.1	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	147.4	-	11.9	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	14.6	-
	山 梨	152.9	150.7	150.7	152.6	149.3	149.5	151.0	149.5	146.0	-	11.5	12.2	11.9	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2	12.6	-
C ランク	群 馬	151.3	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	148.6	-	11.8	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9	13.2	-
	岡 山	160.6	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	147.6	-	14.8	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2	12.5	-
	香 川	155.0	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	149.0	-	12.0	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8	11.4	-
	石 川	151.9	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	-	11.4	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	13.0	-
	奈 良	142.1	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	134.6	-	7.6	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	8.7	-
	宮 城	150.9	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	148.2	-	11.3	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3	12.3	-
	福 岡	153.0	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	144.6	-	11.8	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	12.6	-
	山 崎	151.9	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	147.6	-	12.0	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9	12.4	-
	岐 阜	153.3	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	148.6	-	12.1	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3	14.8	-
	福 井	155.8	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	153.1	-	10.7	10.9	10.9	11.7	12.9	12.8	12.9	14.2	12.8	-
	和 歌 山	144.7	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	143.6	-	9.3	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	11.0	-
	北 海 道	150.2	150.8	150.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	145.4	-	10.6	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8	-
	新 潟	155.5	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	143.6	-	11.1	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3	11.3	-
	徳 島	151.5	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	147.8	-	10.0	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	9.7	-
D ランク	福 島	154.6	157.1	157.0	157.3	160.1	158.2	158.1	157.9	152.6	-	10.6	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	-
	大 山	157.3	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	149.0	-	13.3	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	11.0	-
	山 形	156.8	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	153.6	-	11.6	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8	11.4	-
	愛 媛	152.8	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	143.2	-	10.7	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5	9.8	-
	島 根	151.4	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	150.5	-	10.8	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2	12.5	-
	鳥 取	152.1	153.4	152.2	150.6	153.4	153.8	154.3	155.1	150.5	-	8.2	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8	11.5	-
	熊 本	155.6	155.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	152.3	149.5	-	11.3	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8	11.1	-
	長 崎	163.8	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	149.3	-	15.0	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3	10.9	-
	高 知	149.9	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	148.2	-	11.1	10.5	10.2	10.7	11.1	10.4	9.5	9.5	10.7	-
	岩 手	154.6	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	154.3	-	10.6	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4	12.7	-
	鹿 島	152.0	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	145.1	-	10.2	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6	9.8	-
	佐 賀	157.7	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.7	158.8	152.8	-	10.3	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5	13.0	-
	青 森	153.7	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	159.6	156.7	152.2	-	10.4	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6	12.1	-
	秋 田	154.1	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	152.5	154.7	150.9	-	10.1	10.2	10.7	10.9	8.9	8.6	8.9	10.9	9.8	-
	宮 崎	155.2	153.3	152.3	152.3	155.6	153.5	150.2	149.0	148.2	-	9.6	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0	10.1	-
沖 縄	150.7	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	144.0	-	9.5	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	9.9	-	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模30人以上の数値である。
2 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年				
												1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東 神 奈 大 愛 埼 千	△ 0.5	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.4
		△ 0.3	△ 0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.5
		△ 0.6	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.2	△ 1.1	△ 1.5	△ 1.2
		△ 0.5	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.4
		△ 0.1	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.7	△ 1.3	△ 0.8
B ランク	京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三 山	△ 0.1	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	0.0	△ 0.3	△ 0.2
		△ 0.5	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.3	△ 0.8
		△ 0.4	0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.4
		△ 0.4	0.0	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6
		△ 0.1	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.3	0.0	0.2	0.3
C ランク	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳 島	△ 0.3	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.1
		0.1	△ 0.2	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.3
		△ 0.6	△ 0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	0.1	△ 0.2	△ 0.1
		△ 0.4	△ 0.1	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.1	△ 0.3	△ 0.2
		△ 0.4	△ 0.3	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	△ 0.2	0.1	0.3	△ 0.2	0.1
D ランク	福 大 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 青 秋 宮 沖	△ 0.4	0.3	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6
		△ 0.3	0.3	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	0.1	0.2	0.3	△ 0.3	△ 0.3
		0.1	0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.5	0.3	0.9
		0.2	0.5	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	0.0
		△ 0.2	0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.4	0.0	△ 0.3

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移

ランク・都道府県 (注1～3)			消費者物価地域差指数 (全国平均=100)										
			平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	
全国			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A ランク	東 神 奈	京	106.3	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	103.0	103.4	-	
		川	107.1	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.2	103.9	-	
		阪	101.0	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.6	99.4	-	
		知	99.3	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	99.0	98.3	-	
		玉	102.3	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	101.9	101.9	-	
		葉	99.1	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.4	-	
B ランク	京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三	都	101.8	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	101.1	100.9	-	
		庫	101.9	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.0	100.6	-	
		岡	99.3	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	99.6	-	
		賀	100.5	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.9	100.8	-	
		城	98.1	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	99.1	99.2	-	
		木	100.6	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.7	99.7	-	
		島	101.7	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.4	99.1	-	
		野	97.7	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	98.1	98.8	-	
		山	98.2	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	100.1	99.5	-	
		重	99.7	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.8	98.7	-	
		梨	98.9	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.9	99.9	-	
		C ランク	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳	馬	97.0	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.9	97.3
山	100.4			100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	99.1	98.1	-	
川	102.9			101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.7	100.7	-	
川	98.7			98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	99.4	99.6	-	
良	97.3			97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	97.0	97.3	-	
城	97.7			97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.4	100.0	-	
岡	97.4			97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.7	98.0	-	
口	100.1			100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.5	100.1	-	
阜	97.5			98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.9	98.8	-	
井	98.1			98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.9	100.0	-	
山	101.8			101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	100.5	100.0	-	
道	99.0			99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	100.7	100.5	-	
潟	98.7			98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.1	99.1	-	
島	101.1			100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	101.2	101.4	-	
D ランク	福 大 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 児	島	101.4	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.8	100.8	-	
		分	97.8	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	99.1	99.5	-	
		形	101.0	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.0	100.6	-	
		媛	98.8	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	99.0	98.7	-	
		根	101.0	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.4	100.3	-	
		取	98.1	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	99.0	98.9	-	
		本	100.1	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	99.4	99.3	-	
		崎	102.6	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.0	100.6	-	
		知	99.2	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	100.1	100.4	-	
		手	99.1	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.8	99.4	-	
		島	100.0	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.6	97.8	-	
		賀	97.4	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	97.8	98.1	-	
		森	99.8	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	99.2	99.3	-	
		田	97.3	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.6	98.6	-	
		崎	96.7	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	97.4	97.5	-	
		宮	99.7	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	100.4	100.3	-	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）
 (注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。
 2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。
 3 令和2年結果は、令和3年9月公表予定。

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京	737	750	797	812	-	1.4	1.7	6.3	1.9	-
	神奈川	273	276	299	303	-	0.8	1.4	8.2	1.3	-
	大阪	384	392	389	394	-	2.3	2.0	△ 0.7	1.2	-
	愛知	300	302	319	320	-	0.5	0.7	5.5	0.4	-
	埼玉	208	209	211	214	-	0.5	0.3	1.2	1.5	-
	千葉	168	169	174	172	-	0.4	0.8	2.6	△ 0.9	-
B ランク	京都	87	88	92	95	-	0.7	1.0	4.2	4.1	-
	兵庫	172	172	180	182	-	0.7	△ 0.2	4.7	0.9	-
	静岡	140	140	140	141	-	0.2	0.1	△ 0.2	1.0	-
	滋賀	48	49	51	51	-	0.6	2.2	3.5	△ 0.9	-
	茨城	100	100	99	99	-	0.6	0.3	△ 0.5	△ 0.4	-
	栃木	72	71	70	70	-	0.9	△ 0.5	△ 1.7	0.6	-
	広島	100	101	105	107	-	0.0	0.4	4.6	1.7	-
	長野	72	73	75	74	-	1.2	0.8	2.8	△ 0.7	-
	富山	41	42	42	42	-	0.6	1.1	0.1	0.1	-
	三重	62	63	65	65	-	△ 0.2	0.8	3.3	0.1	-
C ランク	山梨	27	28	29	29	-	0.0	1.4	4.1	1.5	-
	群馬	71	71	73	73	-	0.5	0.1	3.4	△ 0.1	-
	岡山	67	68	68	68	-	1.0	0.4	0.5	0.7	-
	石川	43	44	43	44	-	1.7	0.2	△ 1.8	2.3	-
	香川	33	34	34	35	-	0.7	1.5	0.9	1.3	-
	奈良	34	33	39	39	-	0.7	△ 1.7	16.4	0.2	-
	宮城	83	83	81	80	-	0.8	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	-
	福岡	166	166	180	180	-	△ 1.1	0.3	8.4	△ 0.3	-
	山口	49	50	48	49	-	1.9	1.5	△ 2.5	0.2	-
	岐阜	67	66	68	68	-	2.1	△ 0.2	2.0	0.2	-
	福井	29	29	30	30	-	1.1	0.8	0.7	1.2	-
	和歌山	28	28	29	29	-	3.1	0.9	3.3	0.1	-
	北海道	175	177	177	179	-	△ 0.1	0.9	△ 0.3	1.4	-
	新潟	81	81	80	82	-	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.7	2.5	-
D ランク	徳島	23	23	24	23	-	0.9	△ 0.1	4.4	△ 1.4	-
	福島	67	68	65	66	-	0.1	1.2	△ 4.3	1.7	-
	大分	39	39	38	38	-	0.4	0.2	△ 2.5	0.2	-
	山形	38	38	38	38	-	0.3	0.5	△ 0.9	1.3	-
	愛媛	43	43	45	46	-	0.0	0.4	3.8	1.4	-
	島根	23	24	23	24	-	0.1	1.7	△ 1.2	1.1	-
	鳥取	18	18	18	18	-	0.4	0.9	△ 3.7	1.2	-
	熊本	54	54	57	58	-	0.6	0.3	5.2	0.9	-
	長崎	42	42	43	43	-	0.8	△ 0.1	1.9	1.1	-
	高知	21	22	23	23	-	2.0	2.2	2.8	0.9	-
	岩手	42	41	42	42	-	0.8	△ 0.4	2.4	△ 1.4	-
	鹿児島	47	47	51	53	-	△ 1.1	0.5	8.2	4.0	-
	佐賀	26	25	28	28	-	0.4	△ 1.2	8.5	0.3	-
	青森	40	41	42	42	-	1.6	1.0	4.5	△ 0.5	-
	秋田	32	32	33	33	-	1.5	0.4	2.1	0.5	-
	宮崎	31	31	34	35	-	△ 1.2	0.5	9.5	1.4	-
沖縄	41	41	46	47	-	1.3	1.5	11.0	2.2	-	
全国計		4,877	5,003	4,981	5,078	5,130	2.1	2.5	1.1	2.0	1.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京	953	983	1,006	1,028	1,039	1.9	3.1	2.3	2.2	1.0
	神奈川	209	215	220	223	226	2.0	3.2	2.0	1.4	1.3
	大阪	344	354	362	368	370	1.4	2.8	2.2	1.7	0.7
	愛知	272	281	286	291	293	1.7	3.1	1.9	1.8	0.5
	埼玉	142	148	151	154	156	2.5	4.1	2.4	1.7	1.5
	千葉	114	119	122	124	126	2.5	4.6	2.4	2.0	1.5
B ランク	京都	72	74	75	76	77	1.0	2.6	1.4	1.3	0.8
	兵庫	134	138	141	142	143	1.3	3.3	1.8	1.3	0.6
	静岡	112	115	117	118	118	1.1	3.0	1.5	1.2	0.2
	滋賀	37	38	39	40	40	1.7	3.6	2.1	1.8	0.3
	茨城	75	78	79	80	81	1.3	3.1	1.8	1.3	0.9
	栃木	55	56	57	58	58	1.5	2.9	1.8	1.3	0.8
	広島	97	99	101	102	102	1.5	2.5	1.5	0.9	0.3
	長野	61	62	63	64	64	1.4	2.5	1.6	1.0	0.2
	富山	36	37	37	37	37	0.9	2.3	1.0	0.6	△ 0.3
	三重	47	49	50	50	51	1.1	3.2	2.3	1.2	0.1
C ランク	山梨	21	22	22	22	23	1.6	3.3	2.2	1.5	0.7
	群馬	58	60	61	62	63	1.8	3.4	2.2	1.6	0.8
	岡山	57	59	60	60	61	1.7	2.7	1.1	1.2	0.9
	石川	37	38	38	39	39	1.8	3.1	1.7	0.8	0.0
	香川	31	32	32	33	33	1.1	2.5	1.4	0.9	0.8
	奈良	23	24	25	25	25	2.0	3.7	1.9	1.3	0.8
	宮城	70	72	73	74	74	1.4	2.8	1.4	0.9	0.0
	福岡	162	168	172	174	177	1.7	3.6	2.0	1.5	1.4
	山口	39	40	41	41	41	1.6	2.6	1.0	0.7	0.0
	岐阜	57	59	60	60	61	1.5	2.8	1.6	1.2	0.4
	福井	25	26	26	26	26	1.1	2.8	1.1	0.9	0.3
	和歌山	23	24	24	24	24	1.1	2.8	1.2	0.8	0.3
	北海道	148	152	154	156	157	1.4	2.7	1.2	1.1	0.8
	新潟	71	72	73	73	73	0.6	1.6	1.2	0.6	△ 0.3
徳島	20	20	20	20	20	1.4	1.0	0.4	0.7	0.0	
D ランク	福島	56	58	58	58	58	1.3	2.0	0.9	0.4	△ 0.3
	大分	32	33	34	34	33	0.8	2.5	1.0	0.1	△ 0.1
	山形	32	32	33	33	32	0.3	1.6	0.8	0.2	△ 0.6
	愛媛	39	40	41	41	41	1.4	2.5	1.2	0.5	0.2
	島根	20	20	21	21	21	0.4	1.9	0.7	0.3	△ 0.8
	鳥取	16	16	16	16	16	1.0	2.3	1.0	0.7	△ 0.1
	熊本	46	48	49	49	50	0.8	2.5	2.4	1.1	0.7
	長崎	36	37	37	37	37	1.2	2.3	0.8	0.0	△ 0.1
	高知	19	20	20	20	20	0.7	1.8	0.5	0.1	△ 0.2
	岩手	36	37	37	37	37	0.4	1.6	0.6	0.2	△ 0.4
	鹿児島	44	45	46	46	46	0.7	2.2	0.9	0.8	0.3
	佐賀	23	24	24	24	24	1.0	1.9	1.2	0.6	0.4
	青森	35	36	36	36	36	0.6	1.7	0.7	0.3	△ 0.5
	秋田	28	29	29	29	29	△ 0.1	1.4	0.3	△ 0.2	0.4
	宮崎	29	29	30	30	30	0.9	2.7	1.5	0.9	0.3
沖縄	39	41	42	43	44	3.1	4.4	2.7	2.2	2.0	
全国計		4,134	4,256	4,335	4,399	4,430	1.6	3.0	1.8	1.5	0.7

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。

(=雇用保険における一括適用)

2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3 被保険者には、一般被保険者の他、高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上雇用見込み。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京	752	768	792	806	810	1.3	2.2	3.1	1.8	0.5
	神奈川	478	485	496	509	504	2.5	1.6	2.3	2.6	△ 0.9
	大阪	429	434	442	458	461	1.3	1.0	1.9	3.6	0.6
	愛知	392	396	408	415	415	0.6	1.1	3.0	1.7	0.0
	埼玉	376	383	393	398	397	0.9	1.9	2.7	1.4	△ 0.4
	千葉	324	327	332	335	335	0.9	1.0	1.4	1.0	0.0
B ランク	京都	133	134	136	137	137	2.0	1.4	1.0	0.8	△ 0.1
	兵庫	268	271	274	275	274	1.6	1.3	1.1	0.1	△ 0.3
	静岡	194	197	200	199	197	0.4	1.4	1.5	△ 0.4	△ 0.9
	滋賀	70	73	76	77	76	△ 0.1	5.5	3.0	1.6	△ 0.9
	茨城	148	148	149	150	149	0.3	0.4	0.7	0.1	△ 0.3
	栃木	102	102	103	103	102	0.0	0.4	0.6	0.0	△ 0.3
	広島	141	143	143	144	144	0.9	0.9	0.4	0.6	0.1
	長野	111	112	113	113	112	0.2	0.6	1.2	0.0	△ 0.7
	富山	56	56	56	56	56	0.5	△ 0.2	0.5	0.2	△ 0.4
	三重	95	93	96	99	96	0.6	△ 2.0	3.4	3.0	△ 2.7
C ランク	山梨	42	44	45	45	43	△ 0.5	4.8	3.0	△ 0.4	△ 2.9
	群馬	100	100	102	102	102	0.4	0.5	1.4	0.4	△ 0.1
	岡山	94	94	95	95	95	0.5	0.6	0.6	0.2	△ 0.1
	石川	61	61	62	62	61	1.3	0.2	1.5	△ 0.3	△ 0.5
	香川	48	48	49	49	49	0.0	0.8	1.4	△ 0.2	△ 0.4
	奈良	64	65	65	66	66	0.6	1.6	1.2	0.3	0.0
	宮城	116	119	121	122	122	0.4	2.8	1.7	1.0	△ 0.3
	福岡	249	253	257	259	259	0.8	1.6	1.5	0.7	0.2
	山口	69	69	70	69	68	2.1	0.7	1.0	△ 0.6	△ 1.6
	岐阜	110	111	113	113	113	0.9	1.2	1.4	0.4	△ 0.2
	福井	42	42	42	42	42	△ 0.9	△ 1.4	1.2	0.0	△ 0.5
	和歌山	48	49	47	48	47	0.2	0.4	△ 2.9	1.7	△ 2.5
	北海道	257	258	264	266	262	0.3	0.4	2.3	0.9	△ 1.3
	新潟	117	118	118	118	117	0.3	0.4	0.7	△ 0.2	△ 0.9
D ランク	徳島	36	36	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
	福島	97	98	98	98	97	0.6	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.5
	大分	58	58	59	59	59	1.8	0.3	1.0	1.0	△ 0.2
	山形	57	57	57	58	57	△ 2.2	△ 1.4	1.6	1.7	△ 1.9
	愛媛	67	67	68	68	68	0.6	0.3	1.3	0.3	△ 0.7
	島根	34	34	36	36	34	△ 0.3	0.6	4.9	△ 0.6	△ 4.2
	鳥取	29	30	30	30	30	1.0	1.4	1.4	0.0	△ 0.3
	熊本	89	90	91	91	91	1.0	1.1	1.0	0.4	0.1
	長崎	67	67	68	67	67	0.3	0.1	1.3	△ 0.6	△ 0.6
	高知	35	35	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
	岩手	65	66	67	66	66	2.5	0.2	1.7	△ 0.5	△ 0.9
	鹿児島	79	81	81	80	80	3.1	1.6	0.4	△ 1.6	0.0
	佐賀	42	43	44	42	44	△ 0.9	2.4	0.7	△ 2.5	3.5
	青森	65	65	65	65	65	0.2	0.3	0.3	0.0	△ 0.5
	秋田	49	49	49	49	48	△ 0.6	0.4	0.6	△ 0.4	△ 1.8
	宮崎	55	55	55	55	55	0.6	0.5	0.7	0.2	△ 0.2
沖縄	68	69	71	73	73	1.9	1.5	2.3	2.7	0.1	
全国計	6,465	6,530	6,664	6,724	6,676	1.0	1.0	2.1	0.9	△ 0.7	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

(注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

Ⅲ 業務統計資料編

令和2年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

目安 ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額			結審年月日 (答申日)	裁決状況	効力発生日
			最低賃金額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1013	1013	0	0.00%	8月5日	▲ 労側一部退席	
A	神奈川	1011	1012	1	0.10%	8月5日	●	10月1日
A	大阪	964	964	0	0.00%	8月20日	▲	
A	愛知	926	927	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
A	埼玉	926	928	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
A	千葉	923	925	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
B	京都	909	909	0	0.00%	8月7日	▲	
B	兵庫	899	900	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	静岡	885	885	0	0.00%	8月4日	○	
B	滋賀	866	868	2	0.23%	8月5日	●▲	10月1日
B	茨城	849	851	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
B	栃木	853	854	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	広島	871	871	0	0.00%	8月21日	▲	
B	長野	848	849	1	0.12%	8月5日	○	10月1日
B	富山	848	849	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	三重	873	874	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	山梨	837	838	1	0.12%	8月12日	○	10月8日
C	群馬	835	837	2	0.24%	8月7日	●	10月3日
C	岡山	833	834	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	石川	832	833	1	0.12%	8月11日	○	10月7日
C	香川	818	820	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
C	奈良	837	838	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	宮城	824	825	1	0.12%	8月3日	○	10月1日
C	福岡	841	842	1	0.12%	8月3日	●	10月1日
C	山口	829	829	0	0.00%	8月11日	▲ 労側一部退席	
C	岐阜	851	852	1	0.12%	8月4日	●	10月1日
C	福井	829	830	1	0.12%	8月6日	●▲	10月2日
C	和歌山	830	831	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	861	861	0	0.00%	8月11日	▲	
C	新潟	830	831	1	0.12%	8月4日	○	10月1日
C	徳島	793	796	3	0.38%	8月7日	● 使側一部退席	10月3日
D	福島	798	800	2	0.25%	8月6日	●	10月2日
D	大分	790	792	2	0.25%	8月5日	▲	10月1日
D	山形	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	愛媛	790	793	3	0.38%	8月7日	○	10月3日
D	島根	790	792	2	0.25%	8月3日	○	10月1日
D	鳥取	790	792	2	0.25%	8月6日	○	10月2日
D	熊本	790	793	3	0.38%	8月5日	●	10月1日
D	長崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	高知	790	792	2	0.25%	8月7日	○	10月3日
D	岩手	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	鹿児島	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	佐賀	790	792	2	0.25%	8月6日	▲	10月2日
D	青森	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	秋田	790	792	2	0.25%	8月5日	○	10月1日
D	宮崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	沖縄	790	792	2	0.25%	8月7日	▲	10月3日
全国加重平均額		901	902			-		-

備考

- 1 全国加重平均額 902円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致 13件 ●使用者側反対 23件 ▲労働者側反対 9件
 ●▲使側一部反対・労働者側一部反対 1件 ●▲使側一部反対・労働者側反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い 18件 前年より遅い 13件 前年と同じ 16件
- 4 発効日 前年より早い 14件 前年より遅い 6件 前年と同じ 20件 (据え置き 7件)
- 5 引上げ状況 据え置き7件 +1円 17件 +2円 14件 +3円 9件
 ※令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、
 現行水準を維持することが適当」とされた。
- 6 異議申出状況 46局 (前年度46局)

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

年度												
都道府県名		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	都道府県名
A ラ ン ク	東 神 奈					-1					+1	東 神 奈
	川 阪 知 玉 葉	+1	+3	+3	+1	+1	+1		+1		+1	川 阪 知 玉 葉
B ラ ン ク	京 大 愛 埼 千											京 大 愛 埼 千
	都 庫 岡 賀 城 木 島 野 山 重 梨	+1 +2 +2 +1 +2	+3 +3 +3 +1	+2 +2 +2 +1	+1 +1 +1 +2		+1		+1	+1	+1	都 庫 岡 賀 城 木 島 野 山 重 梨
C ラ ン ク	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳	+1 +1 +2 +1 +2 +2 +2 +1 +1 +1 +1	+2 +2 +3 +2 +2 +2 +2 +1 +1	+1 +2 +1 +1 +1 +1 +1	+2 +2 +2 +1 +1	+1 +1	+1		+1		+1 +1 +1 +1 +1 +1 +1 +1 +1	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳
	馬 山 川 川 良 城 岡 口 阜 井 山 道 潟 島											
D ラ ン ク	福 大 山 愛 島 島 熊 長 高 岩 鹿 児 佐 青 秋 宮 沖	* +3 +1 +2 +3 +3 +3 +3 +2 * +4 +3 +1 +1 +3 +2	+2 +2 +3 +3 +2 +3 +3 +3 +3 +4 +3 +3 +2 +3 +3 +3 +4	+1 +1 +2 +2 +1 +1 +2 +2 +1 +1 +1 +1 +1 +1 +1 +1	+1 +2 +1 +2	+1 +1	+1 +1	+1	+1 +1 +1 +1 +1 +1 +1 +1 +1 +1 +1	+2 +2 +1 +2 +2 +2 +2 +2 +2 +2 +2 +2 +2 +2 +2 +2	福 大 山 愛 島 島 熊 長 高 岩 鹿 児 佐 青 秋 宮 沖	

(注) 1 平成23年度の岩手、宮城及び福島等の3県については、同年度の目安が、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めた経緯を踏まえ、目安と改定額との差額を記載していない。
 2 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

年度		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	都道府県
A ラ ン ク	東 京	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		東 京
	神 奈 川	10.1	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神 奈 川
	大 阪	9.30	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	10.1	9.30	10.1		大 阪
	愛 知	10.7	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛 知
	埼 玉	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼 玉
B ラ ン ク	千 葉	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千 葉
	京 都	10.16	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1		京 都
	兵 庫	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵 庫
	静 岡	10.14	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4		静 岡
	滋 賀	10.20	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	滋 賀
	茨 城	10.8	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨 城
	栃 木	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃 木
	広 島	10.1	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	広 島
	長 野	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4		長 野
	富 山	10.1	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富 山
三 重	10.1	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三 重	
C ラ ン ク	山 梨	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	山 梨
	群 馬	10.7	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	群 馬
	岡 山	10.27	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	岡 山
	石 川	10.20	10.1	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	石 川
	香 川	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香 川
	奈 良	10.7	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	奈 良
	宮 城	10.29	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	宮 城
	福 岡	10.15	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	福 岡
	山 口	10.6	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5		山 口
	岐 阜	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐 阜
福 井	10.1	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	福 井	
D ラ ン ク	和 歌 山	10.13	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和 歌 山
	北 海 道	10.6	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3		北 海 道
	新 潟	10.7	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	新 潟
	徳 島	10.15	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	徳 島
	福 島	11.2	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	福 島
D ラ ン ク	大 分	10.20	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	大 分
	山 形	10.29	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	山 形
	愛 媛	10.20	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	愛 媛
	島 根	11.6	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	島 根
	鳥 取	10.29	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	鳥 取
	熊 本	10.20	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊 本
	長 崎	10.12	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	長 崎
	高 知	10.26	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	高 知
	岩 手	11.11	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	岩 手
	鹿 児 島	10.29	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	鹿 児 島
佐 賀	10.6	10.21	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	佐 賀	
D ラ ン ク	青 森	10.16	10.12	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	青 森
	秋 田	10.30	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	秋 田
	宮 崎	11.2	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	宮 崎
	沖 縄	11.6	10.25	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	沖 縄

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(円)

年度 ランク	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
全 国	737 (0.96)	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)
Aランク	804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)
Bランク	725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)
Cランク	691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)
Dランク	648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
 2 ()内は引上げ率(%)を示す。
 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。
 4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え(例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 区分	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
① 最高額 (円)	837	850	869	888	907	932	958	985	1,013	1,013
	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
② 最低額 (円)	645	652	664	677	693	714	737	761	790	792
	岩手 高知 沖縄	島根 高知	※1	※2	※3	宮崎 沖縄	※4	鹿児島	※5	※6
格差 ②/①×100	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2

※1 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄

※2 鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄

※3 鳥取、高知、宮崎、沖縄

※4 高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※5 青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※6 秋田、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、沖縄

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

都道府県		年度									
		平成 2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2
A ラ ン ク	東 京	1.95	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00
	神 奈 川	2.20	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10
	大 阪	0.90	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00
	愛 知	0.67	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11
	埼 玉	1.20	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22
千 葉	0.54	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	
B ラ ン ク	京 都	0.27	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00
	兵 庫	0.68	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11
	静 岡	0.41	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00
	滋 賀	0.42	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23
	茨 城	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24
	栃 木	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12
	広 島	0.85	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00
	長 野	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12
	富 山	0.14	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12
	山 重	0.42	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11
三 山	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	
C ラ ン ク	群 馬	0.29	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24
	岡 山	0.29	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12
	石 川	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12
	香 川	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24
	奈 良	0.29	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12
	宮 城	0.15	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12
	福 岡	0.43	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12
	山 口	0.44	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00
	岐 阜	0.14	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12
	福 井	0.15	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12
	和 歌 山	0.15	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12
北 海 道	2.03	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	
新 潟	0.29	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	
徳 島	0.31	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	
D ラ ン ク	福 島	0.15	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25
	大 分	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25
	山 形	0.31	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38
	愛 媛	0.47	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38
	島 根	0.62	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25
	鳥 取	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25
	熊 本	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38
	長 崎	0.62	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38
	高 知	0.47	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25
	岩 手	0.16	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38
	鹿 児 島	0.78	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38
	佐 賀	0.62	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25
	青 森	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38
秋 田	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	
宮 崎	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	
沖 縄	0.47	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成24～令和3年、全国計）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
平成31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和3	9,308（※）	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7

（注）各年とも1月～3月の結果である。

（※）令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を延期した。

業種別法違反の状況（令和3年1月～3月 全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01 製造業	2,920	269	9.2%	2,608	223	8.6%	312	46	14.7%
01 食料品製造業	943	77	8.2%	934	75	8.0%	9	2	22.2%
02 繊維工業	198	19	9.6%	198	19	9.6%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	287	27	9.4%	287	27	9.4%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	48	5	10.4%	48	5	10.4%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	53	6	11.3%	53	6	11.3%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	86	8	9.3%	86	8	9.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	77	3	3.9%	76	3	3.9%	1	0	0.0%
08 化学工業	168	16	9.5%	167	16	9.6%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	47	4	8.5%	34	2	5.9%	13	2	15.4%
10 鉄鋼業	8	2	25.0%	3	0	0.0%	5	2	40.0%
11 非鉄金属製造業	16	1	6.3%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
12 金属製品製造業	153	6	3.9%	145	5	3.4%	8	1	12.5%
13 一般機械器具製造業	95	14	14.7%	41	7	17.1%	54	7	13.0%
14 電気機械器具製造業	187	32	17.1%	32	4	12.5%	155	28	18.1%
15 輸送用機械等製造業	43	3	7.0%	21	1	4.8%	22	2	9.1%
16 電気・ガス・水道業	4	2	50.0%	4	2	50.0%	0	0	-
17 その他の製造業	507	44	8.7%	471	42	8.9%	36	2	5.6%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	131	10	7.6%	131	10	7.6%	0	0	-
04 運輸交通業	42	7	16.7%	42	7	16.7%	0	0	-
01 鉄道・軌道・水運・航空業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
02 道路旅客運送業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
03 道路貨物運送業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
1号～5号 計	3,097	286	9.2%	2,785	240	8.6%	312	46	14.7%
06 農林業	69	8	11.6%	69	8	11.6%	0	0	-
07 畜産・水産業	18	2	11.1%	18	2	11.1%	0	0	-
08 商業	3,812	287	7.5%	3,778	282	7.5%	34	5	14.7%
01 卸売業	619	38	6.1%	619	38	6.1%	0	0	-
02 小売業	2,585	216	8.4%	2,551	211	8.3%	34	5	14.7%
03 理美容業	561	32	5.7%	561	32	5.7%	0	0	-
04 その他の商業	47	1	2.1%	47	1	2.1%	0	0	-
09 金融・広告業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
10 映画・演劇業	7	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	44	2	4.5%	44	2	4.5%	0	0	-
13 保健衛生業	462	27	5.8%	462	27	5.8%	0	0	-
01 医療保健業	107	7	6.5%	107	7	6.5%	0	0	-
02 社会福祉施設	328	19	5.8%	328	19	5.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	27	1	3.7%	27	1	3.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	1,385	111	8.0%	1,385	111	8.0%	0	0	-
01 旅館業	324	37	11.4%	324	37	11.4%	0	0	-
02 飲食店	973	68	7.0%	973	68	7.0%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	88	6	6.8%	88	6	6.8%	0	0	-
15 清掃・と畜業	167	8	4.8%	167	8	4.8%	0	0	-
16 官公署	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の事業	214	14	6.5%	214	14	6.5%	0	0	-
01 派遣業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	-
02 その他の事業	203	14	6.9%	203	14	6.9%	0	0	-
6号～17号 計	6,211	465	7.5%	6,177	460	7.4%	34	5	14.7%
合計	9,308	751	8.1%	8,962	700	7.8%	346	51	14.7%

経済財政運営と改革の基本方針 2021

(令和3年6月18日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

1. 経済の現状と課題

(当面の経済運営の課題)

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にあるの方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないように、目配りの効いた政策運営を行っていく。

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(1) 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築

(略)

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死亡者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

(略)

(2) 経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面本年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いている地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期すとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

(1) 地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家に見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組むつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績⁵²を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年 4 月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

(4) 観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約 900 万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

G o T o トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやDX推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、C I Q 等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーの試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

I R 整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手續を着実に進める。

⁵² 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「最低賃金については、年率 3% 程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1% と引き上げられている。なお、2020 年は、0.1% の引上げとなった。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(基本的考え方)

「経済あつての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

2. 令和4年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。
- ② 団塊の世代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第3章で定める目安に沿った予算編成を行う。
- ③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。
- ④ 歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ
(令和3年6月18日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

成長戦略実行計画

第10章 足腰の強い中小企業の構築

1. 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

2. 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業が M&A の支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A 支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフラウンホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

3. 大企業と中小企業との取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

(2) 大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に 2,000 社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

(3) 約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて 60 日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

(4) 系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

4. 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

5. 官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

成長戦略フォローアップ

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

4. 「人」への投資の強化

(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

(略)

③賃金

- ・ 民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考に、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績³を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

(略)

(6) 労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- ・ 雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

- が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。
- ・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
 - ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
 - ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
 - ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
 - ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

9. 足腰の強い中小企業の構築

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が2021年4月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、2021年度及び2022年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
- ・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を実施する。
- ・2021年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
- ・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要な費用の支援に加え、M&Aを追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長1年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスケジュール支援）を行う。

- ・ 中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を2021年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
- ・ 経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ii) 事業再構築への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
- ・ 日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
- ・ 地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本金劣後ローンの積極的な活用を含め資本金の供給を推進する。
- ・ 引き続き、DBJの特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへのLP出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
- ・ 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本金の供給等を進める。
- ・ 地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を2021年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM (Regional Banking Summit)」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
- ・ 買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021 年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに 10 程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。

- ・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁において AI や ICT を活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
- ・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
- ・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良や EC サイト上での PR 手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外 EC サイトに設置する「ジャパンモール」への出展や EC 事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じて EC やオンライン商談などを活用する支援を強化する。
- ・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPAN ブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
- ・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境 EC 事業や SDGs 分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

(海外進出支援)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
- ・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が 2021 年 1 月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について 2021 年度中に結論を出すとともに、最先端の ICT を備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- ・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- ・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- ・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- ・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
- ・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
- ・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
- ・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

(3) 大企業と中小企業との取引の適正化

i) 下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引 G メンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
- ・改正下請振興法に基づく下請 G メンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

- ・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ii) 大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iii) 約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iv) 系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
- ・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業により、中小事業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

(5) 官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

(6) デジタル化を通じた生産性向上

- ・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の実証性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
- ・「AI 導入ガイドブック」(外観検査・需要予測版)の普及を図るとともに、2021 年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

- するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。
- ・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
 - ・中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
 - ・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。

産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移（三重県）（規模5人以上）

産業区分	決まって支給する給与		出勤日数		所定内労働時間数		所定外労働時間数	
	令和2年 (円)	対前年比 (%)	令和2年 (日)	対前年差 (%)	令和2年 (時間)	対前年差 (%)	令和2年 (時間)	対前年比 (%)
調査産業計	257,608	0.1	17.8	-1.1	127.3	-1.0	10.4	-13.6
建設業	336,967	-2.5	21.0	0.5	155.1	0.2	14.3	-13.2
製造業	322,983	-1.6	18.6	-1.6	142.4	-1.2	13.2	-25.5
電気・ガス・熱供給・水道業	440,779	0.0	18.5	-0.5	136.4	-1.9	19.3	-9.4
情報通信業	280,188	-19.9	18.8	2.7	138.3	-0.6	9.8	-30.1
運輸業，郵便業	280,113	-3.3	19.5	-0.5	142.0	-1.9	27.3	-0.6
卸売業，小売業	192,502	2.6	17.6	-0.6	120.3	3.4	5.9	-11.7
金融業，保険業	326,158	-2.5	18.2	-0.5	133.0	-0.4	9.9	-19.9
学術研究，専門・技術サービス業	328,067	-2.4	18.7	-6.5	139.0	-5.9	13.0	-16.4
宿泊業，飲食サービス業	102,326	-6.1	13.5	-10.0	78.9	-10.1	4.9	-32.0
生活関連サービス業，娯楽業	193,231	11.3	15.0	-7.4	106.3	-2.5	6.3	-22.7
教育，学習支援業	298,113	6.6	16.5	0.0	117.8	-0.7	6.4	36.8
医療，福祉	249,636	7.7	17.9	2.3	125.2	2.2	6.9	30.0
サービス業（他に分類されないもの）	221,139	-0.8	17.7	-3.8	124.1	-6.3	10.4	-8.0

産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移（三重県）（規模30人以上）

産業区分	決まって支給する給与		出勤日数		所定内労働時間数		所定外労働時間数	
	令和2年 (円)	対前年比 (%)	令和2年 (日)	対前年差 (%)	令和2年 (時間)	対前年比 (%)	令和2年 (時間)	対前年比 (%)
調査産業計	290,270	1.2	18.0	-1.6	132.0	-0.6	12.9	-11.3
建設業	410,170	-0.7	20.5	-0.5	154.3	-0.5	28.3	-20.1
製造業	340,638	-0.7	18.5	-1.6	143.5	-0.3	14.2	-23.8
電気・ガス・熱供給・水道業	440,779	-2.8	18.5	0.0	136.4	0.6	19.3	-13.3
情報通信業	309,240	-1.1	18.3	1.1	140.0	-0.4	8.5	-15.1
運輸業，郵便業	292,123	-1.9	18.8	-2.6	140.1	-2.3	35.5	-8.7
卸売業，小売業	171,125	-2.5	17.9	-2.2	112.4	-1.5	7.2	1.1
金融業，保険業	368,571	6.5	17.9	-1.6	134.4	2.2	13.0	-11.3
学術研究，専門・技術サービス業	381,225	-0.6	18.9	-4.1	141.5	-2.0	17.3	-0.9
宿泊業，飲食サービス業	120,934	7.7	13.6	-8.1	85.1	-4.6	5.3	-9.6
生活関連サービス業，娯楽業	140,210	-20.3	14.2	-13.9	87.1	-21.5	3.2	-53.8
教育，学習支援業	334,069	1.4	17.1	-1.2	125.6	-2.0	4.3	121.8
医療，福祉	286,160	10.0	18.5	2.8	132.9	4.1	8.5	51.2
サービス業（他に分類されないもの）	227,254	9.6	17.7	-3.3	125.1	-2.0	13.2	2.7

資料出所：毎月勤労統計調査地方調査（年平均）

労働経済指標の推移

(国内企業物価指数、消費者物価指数、現金給与総額：平成27年=100)

区分	国内企業物価指数	消費者物価指数 (持家帰属家賃を除く総合)		有効求人倍率 (季節調整値) ※年平均は原数値		現金給与総額							
						名目賃金指数				実質賃金指数			
						規模5人以上		規模30人以上		規模5人以上		規模30人以上	
						全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県
H30年平均	(2.6) 101.3	(1.2) 101.7	(1.3) 101.4			(1.4) 102.5	(-0.5) 99.6	(1.2) 102.9	(1.0) 104.3	(0.2) 100.8	(-1.8) 98.2	(0.0) 101.2	(-0.3) 102.9
R元年平均	(0.2) 101.5	(0.6) 102.3	(0.3) 101.7			(-0.4) 102.1	(0.6) 100.2	(-0.2) 102.7	(0.4) 104.7	(-1.0) 99.8	(0.3) 98.5	(-0.8) 100.4	(0.0) 102.9
R2年平均	(-1.2) 100.3	(0.0) 102.3	(-0.1) 101.6			(-1.2) 100.9	(-1.0) 99.2	(-1.7) 101.0	(0.3) 105.0	(-1.2) 98.6	(-0.9) 97.6	(-1.7) 98.7	(0.4) 103.3
R2年1月	(1.5) 102.4	(0.8) 102.7	(0.4) 101.9	(-7.9) 1.51	(-17.2) 1.44	(1.0) 87.2	(1.8) 86.1	(0.7) 84.9	(4.0) 88.4	(0.4) 84.9	(1.4) 84.5	(0.0) 82.7	(3.7) 86.8
R2年2月	(0.8) 102.0	(0.5) 102.4	(0.3) 101.6	(-10.5) 1.45	(-19.8) 1.38	(0.7) 84.5	(1.2) 84.3	(0.7) 82.6	(2.9) 87.7	(0.2) 82.5	(1.0) 83.0	(0.2) 80.7	(2.6) 86.3
R2年3月	(-0.4) 101.1	(0.5) 102.4	(0.2) 101.7	(-14.1) 1.40	(-19.3) 1.38	(0.0) 89.2	(3.0) 86.9	(-0.2) 87.9	(3.2) 89.7	(-0.5) 87.1	(2.6) 85.4	(-0.8) 85.8	(2.9) 88.2
R2年4月	(-2.5) 99.4	(0.1) 102.3	(0.1) 101.8	(-19.8) 1.30	(-25.9) 1.26	(-0.7) 87.1	(-1.7) 84.9	(-1.2) 85.1	(-1.0) 88.5	(-0.7) 85.1	(-1.9) 83.4	(-1.2) 83.2	(-1.1) 86.9
R2年5月	(-2.7) 99.0	(0.0) 102.3	(-0.1) 101.6	(-26.7) 1.18	(-31.8) 1.16	(-2.3) 85.2	(-2.2) 83.9	(-3.4) 83.4	(-1.4) 87.6	(-2.3) 83.3	(-2.1) 82.6	(-3.4) 81.5	(-1.3) 86.2
R2年6月	(-1.6) 99.6	(0.1) 102.2	(0.3) 101.6	(-30.4) 1.12	(-34.5) 1.12	(-2.0) 140.3	(0.6) 131.1	(-2.8) 150.1	(0.6) 140.6	(-2.1) 137.3	(0.3) 129.0	(-2.9) 146.9	(0.3) 138.4
R2年7月	(-1.0) 100.1	(0.3) 102.3	(0.5) 101.7	(-31.9) 1.09	(-37.3) 1.06	(-1.5) 116.9	(-2.7) 119.9	(-1.4) 116.1	(0.2) 132.0	(-1.8) 114.3	(-3.1) 117.9	(-1.7) 113.5	(-0.3) 129.8
R2年8月	(-0.6) 100.3	(0.2) 102.5	(0.0) 101.7	(-34.4) 1.05	(-38.6) 1.02	(-1.3) 86.6	(-3.2) 85.3	(-1.5) 83.6	(-4.2) 87.7	(-1.4) 84.5	(-3.2) 83.9	(-1.7) 81.6	(-4.3) 86.2
R2年9月	(-0.8) 100.1	(0.0) 102.5	(0.1) 101.7	(-34.6) 1.04	(-36.4) 1.03	(-0.9) 85.4	(-0.7) 83.0	(-1.4) 83.2	(0.8) 86.2	(-1.1) 83.3	(-0.9) 81.6	(-1.5) 81.2	(0.7) 84.8
R2年10月	(-2.1) 99.9	(-0.5) 102.3	(-0.7) 101.5	(-34.2) 1.04	(-35.2) 1.03	(-0.7) 85.7	(-0.4) 85.1	(-0.9) 83.8	(2.4) 88.5	(-0.1) 83.8	(-0.4) 83.8	(-0.5) 81.9	(2.6) 87.2
R2年11月	(-2.3) 99.8	(-1.1) 101.7	(-1.2) 101.1	(-33.1) 1.05	(-32.7) 1.05	(-1.8) 88.9	(3.0) 92.5	(-2.6) 87.3	(7.2) 99.3	(-0.7) 87.4	(4.3) 91.5	(-1.5) 85.8	(8.6) 98.2
R2年12月	(-2.0) 100.3	(-1.4) 101.4	(-1.3) 100.8	(-32.3) 1.05	(-29.8) 1.06	(-3.0) 173.6	(-5.4) 167.7	(-3.0) 184.2	(-5.2) 183.4	(-1.7) 171.2	(-4.1) 166.4	(-1.6) 181.7	(-4.0) 181.9
R3年1月	(-1.5) 100.8	(-0.7) 102.0	(-0.5) 101.4	(-27.2) 1.10	(-23.6) 1.10	(-1.3) 86.1	(-1.0) 85.2	(-0.7) 84.3	(-2.8) 85.9	(-0.6) 84.4	(-0.6) 84.0	(-0.1) 82.6	(-2.4) 84.7
R3年2月	(-0.6) 101.3	(-0.5) 101.9	(-0.3) 101.3	(-24.8) 1.09	(-20.3) 1.10	(-0.4) 84.2	(-0.2) 84.1	(-0.1) 82.5	(-1.0) 86.8	(0.1) 82.6	(0.0) 83.0	(0.4) 81.0	(-0.7) 85.7
R3年3月	(1.2) 102.3	(-0.2) 102.2	(-0.2) 101.5	(-21.4) 1.10	(-18.1) 1.13	(0.6) 89.7	(1.3) 88.0	(0.7) 88.5	(-0.9) 88.9	(0.8) 87.8	(1.5) 86.7	(0.9) 86.6	(-0.7) 87.6
R3年4月	(3.8) 103.2	(-0.5) 101.8	(-0.5) 101.4	(-16.2) 1.09	(-11.9) 1.11	(1.4) 88.3	(1.5) 86.2	(2.0) 86.8	(-0.1) 88.4	(1.9) 86.7	(1.9) 85.0	(2.5) 85.3	(0.3) 87.2
R3年5月	(4.9) 103.9	(-0.1) 102.1	(0.0) 101.6	(-7.6) 1.09	(0.9) 1.17	—	—	—	—	—	—	—	—
資料出所	日本銀行	総務省統計調査室		職業安定課		三重県戦略企画部統計課消費・生活統計班 厚生労働省大臣官房統計情報部							

(注) 1 上段 () は、対前年同月比 (%表示)

(注) 2 有効求人倍率の年平均は、単位は年度であり、実数値を使用

鉱工業生産指数の推移（季節調整済指数）

全国、三重県：平成27年＝100

年月	区分	全国	三重県							
			窯業土石	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械	
平成26年平均		101.2	103.1	114.0	104.6	117.9	89.4	102.4	92.2	129.5
平成27年平均		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成28年平均		100.0	105.1	96.7	106.0	120.1	123.9	92.0	97.5	121.0
平成29年平均		103.1	107.3	98.3	112.8	120.9	123.5	102.9	107.6	110.5
平成30年平均		104.1	110.7	104.0	117.6	119.7	96.2	97.3	113.9	129.4
令和元年平均		101.3	106.7	112.6	108.8	118.3	107.4	90.3	101.5	131.8
令和2年平均		90.6	100.0	98.7	83.7	100.1	73.8	66.0	115.0	109.8
令和2年 1月		99.1	106.1	105.5	108.6	111.0	113.6	73.8	118.3	113.3
2月		98.7	107.1	118.0	100.2	108.1	95.5	73.5	124.6	110.4
3月		96.2	98.5	106.2	91.1	105.8	40.0	77.3	122.0	107.1
4月		86.3	98.3	96.4	81.4	93.8	82.7	67.2	119.4	95.7
5月		77.2	89.5	76.4	50.0	78.2	75.4	57.7	108.2	84.9
6月		81.0	93.9	67.1	58.5	74.9	66.7	52.7	118.7	96.8
7月		86.6	94.4	86.4	65.6	86.5	64.9	54.0	119.7	103.4
8月		88.3	102.7	93.3	78.8	91.4	72.1	59.6	119.9	122.1
9月		91.6	101.7	103.8	73.4	107.8	45.4	71.8	115.1	116.2
10月		93.5	101.5	110.5	92.5	113.4	69.4	69.9	104.7	123.5
11月		94.2	101.9	110.7	103.6	113.7	76.2	64.6	102.8	127.7
12月		94.0	103.8	110.5	100.2	116.4	84.2	70.2	106.6	117.0
令和3年 1月		96.9	105.8	113.2	101.8	113.3	141.8	56.5	113.5	122.8
2月		95.6	106.4	116.1	112.8	114.0	76.6	68.5	127.0	100.9
3月		97.2	106.9	114.0	108.1	119.4	48.4	68.9	135.8	116.7
4月		100.0	111.4	111.2	112.6	122.2	90.1	72.9	135.0	119.0

鉱工業製品在庫指数の推移（季節調整済指数）

全国、三重県：平成27年＝100

年月	区分	全国	三重県							
			窯業土石	鉄鋼非鉄		金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械	
平成26年平均		99.5	96.5	95.3	93.9		102.7	84.5	92.5	91.4
平成27年平均		100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0
平成28年平均		99.1	86.7	95.1	112.8		94.3	122.3	70.9	40.6
平成29年平均		99.4	85.9	94.0	132.5		147.4	105.6	51.5	21.6
平成30年平均		104.2	88.2	104.8	141.7		173.9	89.7	55.5	27.3
令和元年平均		103.7	91.0	119.0	131.0		168.0	108.0	52.7	29.4
令和2年平均		100.6	101.5	131.7	123.7		203.5	121.4	51.1	58.8
令和2年 1月		105.9	97.8	118.1	128.0		200.1	124.4	61.1	32.0
2月		104.4	98.3	120.4	129.4		214.9	127.3	60.4	35.2
3月		105.1	100.6	118.4	122.5		228.9	122.0	54.2	52.4
4月		105.1	103.9	127.9	128.1		236.7	114.6	59.0	51.9
5月		102.6	101.3	150.4	132.9		189.9	124.4	57.8	29.4
6月		100.8	100.2	142.7	144.0		189.5	120.6	47.7	48.1
7月		99.5	97.4	141.4	139.3		187.6	118.3	47.2	37.4
8月		98.6	99.7	139.5	121.7		204.3	111.9	47.6	48.8
9月		97.6	100.2	133.5	117.5		203.6	123.6	47.0	64.1
10月		96.6	100.9	130.4	111.2		191.3	121.5	49.5	75.7
11月		95.4	106.9	129.9	109.8		196.5	118.8	45.1	108.9
12月		96.0	110.6	127.3	100.2		199.1	129.0	36.6	121.7
令和3年 1月		95.1	107.5	132.5	90.2		212.3	122.2	39.6	118.1
2月		94.4	99.5	131.2	96.5		194.5	120.6	39.2	91.9
3月		94.8	98.4	124.7	82.0		198.6	122.2	37.4	93.6
4月		94.7	100.2	125.0	81.8		219.5	117.1	40.4	72.5

令和元年の業種別平均は平成31年1月から4月、令和元年5月から12月の単純平均値

安定所別有効求人倍率の推移

※学卒を除き、パートを含む。

年月	項目	項目		桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野 ^(出)
		季調値	原数値									
平成23年度	平均	—	0.75	0.78	0.75	0.64	0.85	0.77	0.72	0.71	0.76	0.75
平成24年度	平均	—	0.90	0.97	0.86	0.74	1.07	1.05	0.84	0.72	1.05	0.93
平成25年度	平均	—	1.10	1.07	1.05	1.06	1.39	1.05	1.10	0.92	1.17	0.87
平成26年度	平均	—	1.24	1.12	1.21	1.11	1.64	1.17	1.04	1.30	1.25	0.90
平成27年度	平均	—	1.32	1.23	1.35	1.16	1.89	1.08	1.09	1.27	1.40	1.07
平成28年度	平均	—	1.45	1.44	1.44	1.27	1.90	1.20	1.42	1.32	1.50	1.14
平成29年度	平均	—	1.65	1.50	1.73	1.57	2.07	1.50	1.60	1.38	1.64	1.37
平成30年度	平均	—	1.71	1.55	1.87	1.59	2.10	1.52	1.73	1.39	1.69	1.66
令和元年度	平均	—	1.57	1.46	1.75	1.42	1.76	1.41	1.66	1.31	1.66	1.76
令和2年度	平均	—	1.09	0.99	1.22	0.92	1.27	0.99	1.07	0.93	1.41	1.53
令和2年	1	1.44	1.56	1.46	1.70	1.40	1.71	1.41	1.63	1.33	1.82	1.91
	2	1.38	1.48	1.46	1.69	1.32	1.53	1.32	1.58	1.37	1.41	1.41
	3	1.33	1.38	1.44	1.56	1.20	1.40	1.25	1.42	1.27	1.37	1.41
	4	1.26	1.19	1.18	1.44	1.07	1.26	1.01	1.17	1.04	1.38	1.32
	5	1.16	1.06	0.99	1.26	0.92	1.19	0.93	0.88	0.97	1.41	1.44
	6	1.12	1.02	0.90	1.26	0.85	1.19	0.90	0.85	0.90	1.39	1.44
	7	1.06	1.01	0.86	1.18	0.81	1.21	0.94	0.91	0.90	1.39	1.47
	8	1.02	1.00	0.87	1.15	0.78	1.18	0.90	0.96	0.86	1.25	1.60
	9	1.03	1.01	0.92	1.11	0.85	1.23	0.90	0.96	0.85	1.19	1.43
	10	1.03	1.03	0.90	1.13	0.87	1.22	0.94	1.05	0.85	1.26	1.50
	11	1.05	1.12	0.96	1.18	0.95	1.31	1.00	1.25	0.94	1.52	1.70
	12	1.06	1.16	1.05	1.21	1.02	1.32	1.05	1.28	1.01	1.51	1.78
令和3年	1	1.10	1.18	1.07	1.23	1.05	1.40	1.10	1.23	0.98	1.57	1.61
	2	1.10	1.18	1.13	1.26	0.98	1.37	1.14	1.16	0.97	1.61	1.65
	3	1.13	1.16	1.12	1.22	0.96	1.35	1.14	1.23	0.92	1.56	1.52
	4	1.11	1.05	0.99	1.13	0.88	1.25	0.94	1.07	0.87	1.46	1.37
	5	1.17	1.07	0.99	1.20	0.92	1.26	0.97	1.04	0.86	1.53	1.55

[注] 有効求人倍率 = $\frac{\text{月間有効求人数}}{\text{月間有効求職者数}}$ (倍) ※ 安定所における有効求人倍率は原数値である。r は数値を補正したもの。

安定所別新規求人倍率の推移

※学卒を除き、パートを含む。

年月	項目	項目		桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野 ^(出)
		季調値	原数値									
平成23年度	平均	—	1.19	1.23	1.14	1.14	1.27	1.29	1.14	1.10	1.18	1.27
平成24年度	平均	—	1.37	1.47	1.28	1.24	1.52	1.69	1.28	1.10	1.52	1.42
平成25年度	平均	—	1.67	1.62	1.54	1.75	2.02	1.66	1.63	1.46	1.66	1.39
平成26年度	平均	—	1.79	1.71	1.73	1.62	2.24	1.74	1.44	1.91	1.79	1.48
平成27年度	平均	—	1.90	1.72	1.92	1.70	2.62	1.62	1.60	1.84	2.05	1.55
平成28年度	平均	—	2.07	2.01	2.05	1.88	2.69	1.80	1.96	1.90	2.16	1.60
平成29年度	平均	—	2.34	2.11	2.45	2.34	2.90	2.17	2.25	1.91	2.37	1.98
平成30年度	平均	—	2.44	2.15	2.62	2.34	2.97	2.26	2.48	1.93	2.21	2.42
令和元年度	平均	—	2.29	2.07	2.55	2.14	2.66	1.96	2.48	1.82	2.44	2.61
令和2年度	平均	—	1.84	1.67	1.93	1.61	2.31	1.60	1.83	1.48	2.61	2.62
令和2年	1	1.99	2.09	2.05	2.30	2.23	2.19	1.79	2.09	1.77	2.08	2.93
	2	2.05	2.14	2.31	2.53	1.98	2.05	1.81	2.44	1.96	1.66	1.95
	3	2.05	1.81	1.89	2.23	1.46	2.02	1.30	1.96	1.53	2.85	1.25
	4	1.80	1.37	1.25	1.55	1.48	1.80	1.06	1.09	1.02	1.73	1.71
	5	1.86	1.66	1.51	1.74	1.16	1.98	1.71	1.38	1.56	2.55	3.83
	6	1.60	1.58	1.27	2.09	1.14	1.99	1.28	1.55	1.20	3.21	1.70
	7	1.64	1.75	1.44	1.79	1.66	2.19	1.57	1.80	1.48	2.45	2.15
	8	1.77	1.80	1.63	1.78	1.51	2.19	1.67	2.04	1.46	1.61	4.43
	9	1.86	1.88	1.64	1.96	1.69	2.79	1.54	1.83	1.42	3.02	1.49
	10	1.84	1.95	1.58	2.00	1.74	2.42	1.74	2.31	1.58	2.30	2.95
	11	1.95	2.38	2.07	2.21	2.22	2.77	1.85	3.12	2.07	4.20	5.37
	12	1.97	2.44	2.60	2.58	2.06	3.16	1.83	2.39	1.97	4.20	3.00
令和3年	1	1.90	1.99	1.84	1.93	1.90	2.75	1.86	1.79	1.47	2.66	2.28
	2	1.84	1.90	2.02	1.97	1.55	2.18	1.93	1.67	1.58	2.99	3.38
	3	2.04	1.75	1.86	1.81	1.52	2.17	1.41	1.92	1.37	2.33	1.77
	4	1.77	1.32	1.21	1.28	1.27	1.80	1.04	1.19	1.15	1.89	1.52
	5	2.27	1.99	1.91	2.16	1.76	2.37	1.99	1.76	1.26	2.88	3.88

[注] 新規求人倍率 = $\frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職申込件数}}$ (倍) ※ 安定所における有効求人倍率は原数値である。r は数値を補正したもの。

新規学卒者の初任給情報（確定値）

三重労働局職業安定部

令和3年3月卒

（単位：千円）

産業・ 職業・規模別		桑名			三重県		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
計		187	186	211	176	184	208
産業別	建設業	196	-	222	190	201	219
	製造業	179	185	206	173	186	207
	運輸業	160	160	160	177	175	212
	卸売・小売業	189	170	202	178	185	210
	金融・保険業	149	162	189	145	145	180
	飲食・宿泊業	-	167	167	175	183	213
	医療・福祉	190	190	212	177	186	216
	サービス業	182	180	202	174	190	205
職業別	専門・技術職	176	189	213	178	186	214
	事務職	177	176	201	170	176	199
	販売職	199	189	205	179	191	209
	サービス職	203	188	233	184	185	204
	保安職	190	-	-	205	221	226
	生産工程	180	181	200	173	185	207
	輸送・機械運転	173	-	-	171	175	196
	建設・採掘	202	-	227	191	203	221
	運輸・清掃・包装	160	160	-	163	184	206
規模別	29人以下	175	183	202	177	181	205
	30～99人	182	186	203	175	187	205
	100～499人	180	182	214	176	186	209
	500人以上	197	200	214	176	187	208

（注）常用労働者として採用された昨年度末卒業の新規学卒者の初任給の平均値です（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません）

新規学卒者の初任給情報（確定値）

三重労働局職業安定部

令和3年3月卒

（単位：千円）

産業・ 職業・規模別		四日市			三重県		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
計		179	191	214	176	184	208
産業別	建設業	193	195	219	190	201	219
	製造業	177	187	197	173	186	207
	運輸業	175	172	217	177	175	212
	卸売・小売業	180	195	220	178	185	210
	金融・保険業	160	-	-	145	145	180
	飲食・宿泊業	183	190	231	175	183	213
	医療・福祉	190	194	227	177	186	216
	サービス業	177	189	200	174	190	205
職業別	専門・技術職	180	191	218	178	186	214
	事務職	174	189	212	170	176	199
	販売職	175	197	210	179	191	209
	サービス職	183	193	215	184	185	204
	保安職	184	-	208	205	221	226
	生産工程	178	195	212	173	185	207
	輸送・機械運転	163	159	-	171	175	196
	建設・採掘	194	170	204	191	203	221
	運輸・清掃・包装	213	152	-	163	184	206
	規模別	29人以下	185	181	206	177	181
30～99人	178	196	209	175	187	205	
100～499人	180	199	214	176	186	209	
500人以上	176	189	220	176	187	208	

（注）常用労働者として採用された昨年度末卒業の新規学卒者の初任給の平均値です（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません）

新規学卒者の初任給情報（確定値）

三重労働局職業安定部

令和3年3月卒

（単位：千円）

産業・ 職業・規模別		鈴 鹿			三重県		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
計		172	187	214	176	184	208
産業別	建設業	199	202	216	190	201	219
	製造業	170	184	215	173	186	207
	運輸業	181	175	204	177	175	212
	卸売・小売業	172	184	206	178	185	210
	金融・保険業	-	-	234	145	145	180
	飲食・宿泊業	170	180	215	175	183	213
	医療・福祉	173	194	225	177	186	216
	サービス業	173	198	191	174	190	205
職業別	専門・技術職	176	187	222	178	186	214
	事務職	167	168	202	170	176	199
	販売職	191	192	203	179	191	209
	サービス職	179	189	207	184	185	204
	保安職	-	-	-	205	221	226
	生産工程	171	189	217	173	185	207
	輸送・機械運転	172	175	194	171	175	196
	建設・採掘	182	213	240	191	203	221
	運輸・清掃・包装	152	-	-	163	184	206
規模別	29人以下	177	178	208	177	181	205
	30～99人	171	194	211	175	187	205
	100～499人	172	183	210	176	186	209
	500人以上	171	195	221	176	187	208

（注）常用労働者として採用された昨年度末卒業の新規学卒者の初任給の平均値です（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません）

新規学卒者の初任給情報（確定値）

三重労働局職業安定部

令和3年3月卒

(単位：千円)

産業・ 職業・規模別		津			三重県		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
計		173	180	199	176	184	208
産業別	建設業	190	212	219	190	201	219
	製造業	172	186	204	173	186	207
	運輸業	170	-	-	177	175	212
	卸売・小売業	179	177	196	178	185	210
	金融・保険業	138	144	177	145	145	180
	飲食・宿泊業	163	190	-	175	183	213
	医療・福祉	174	182	208	177	186	216
	サービス業	173	192	211	174	190	205
職業別	専門・技術職	178	186	210	178	186	214
	事務職	157	165	186	170	176	199
	販売職	173	183	204	179	191	209
	サービス職	180	180	188	184	185	204
	保安職	223	221	245	205	221	226
	生産工程	173	180	200	173	185	207
	輸送・機械運転	176	197	-	171	175	196
	建設・採掘	197	225	235	191	203	221
	運輸・清掃・包装	135	250	-	163	184	206
規模別	29人以下	178	182	203	177	181	205
	30～99人	174	186	206	175	187	205
	100～499人	174	181	207	176	186	209
	500人以上	168	172	184	176	187	208

(注) 常用労働者として採用された昨年度末卒業の新規学卒者の初任給の平均値です（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません）

新規学卒者の初任給情報（確定値）

三重労働局職業安定部

令和3年3月卒

（単位：千円）

産業・ 職業・規模別		松 阪			三重県		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
計		171	179	210	176	184	208
産業別	建設業	186	193	234	190	201	219
	製造業	170	187	201	173	186	207
	運輸業	-	191	180	177	175	212
	卸売・小売業	179	190	200	178	185	210
	金融・保険業	148	-	171	145	145	180
	飲食・宿泊業	185	-	175	175	183	213
	医療・福祉	166	178	216	177	186	216
	サービス業	178	-	213	174	190	205
職業別	専門・技術職	173	179	216	178	186	214
	事務職	170	174	202	170	176	199
	販売職	193	192	221	179	191	209
	サービス職	164	176	201	184	185	204
	保安職	-	-	-	205	221	226
	生産工程	169	202	186	173	185	207
	輸送・機械運転	191	-	201	171	175	196
	建設・採掘	185	-	230	191	203	221
	運輸・清掃・包装	-	204	-	163	184	206
規模別	29人以下	178	180	217	177	181	205
	30～99人	173	175	200	175	187	205
	100～499人	171	190	206	176	186	209
	500人以上	164	172	219	176	187	208

（注）常用労働者として採用された昨年度末卒業の新規学卒者の初任給の平均値です（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません）

新規学卒者の初任給情報（確定値）

三重労働局職業安定部

令和3年3月卒

（単位：千円）

産業・ 職業・規模別		伊 勢			三重県		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
計		172	179	204	176	184	208
産業別	建設業	180	135	204	190	201	219
	製造業	172	180	217	173	186	207
	運輸業	171	-	-	177	175	212
	卸売・小売業	173	178	192	178	185	210
	金融・保険業	-	-	242	145	145	180
	飲食・宿泊業	170	177	193	175	183	213
	医療・福祉	172	184	216	177	186	216
	サービス業	171	-	210	174	190	205
職業別	専門・技術職	173	185	211	178	186	214
	事務職	163	182	212	170	176	199
	販売職	173	173	213	179	191	209
	サービス職	167	174	188	184	185	204
	保安職	172	-	-	205	221	226
	生産工程	174	182	220	173	185	207
	輸送・機械運転	174	-	-	171	175	196
	建設・採掘	179	-	212	191	203	221
	運輸・清掃・包装	-	-	-	163	184	206
規模別	29人以下	169	174	203	177	181	205
	30～99人	169	182	194	175	187	205
	100～499人	174	178	206	176	186	209
	500人以上	172	187	208	176	187	208

（注）常用労働者として採用された昨年度末卒業の新規学卒者の初任給の平均値です（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません）

新規学卒者の初任給情報（確定値）

三重労働局職業安定部

令和3年3月卒

(単位：千円)

産業・ 職業・規模別		伊 賀			三重県		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
計		173	187	205	176	184	208
産業別	建設業	174	245	-	190	201	219
	製造業	173	195	213	173	186	207
	運輸業	198	-	200	177	175	212
	卸売・小売業	184	179	210	178	185	210
	金融・保険業	-	-	-	145	145	180
	飲食・宿泊業	-	-	-	175	183	213
	医療・福祉	178	175	208	177	186	216
	サービス業	169	-	189	174	190	205
職業別	専門・技術職	182	182	214	178	186	214
	事務職	172	184	198	170	176	199
	販売職	190	260	210	179	191	209
	サービス職	165	178	194	184	185	204
	保安職	-	-	205	205	221	226
	生産工程	175	182	210	173	185	207
	輸送・機械運転	183	-	200	171	175	196
	建設・採掘	200	226	-	191	203	221
	運輸・清掃・包装	161	-	206	163	184	206
	規模別	29人以下	171	197	194	177	181
30～99人		172	186	202	175	187	205
100～499人		174	181	208	176	186	209
500人以上		175	-	210	176	187	208

(注) 常用労働者として採用された昨年度末卒業の新規学卒者の初任給の平均値です（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません）

新規学卒者の初任給情報（確定値）

三重労働局職業安定部

令和3年3月卒

（単位：千円）

産業・ 職業・規模別		尾 鷲			三重県		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
計		180	181	186	176	184	208
産業別	建設業	-	-	-	190	201	219
	製造業	192	179	-	173	186	207
	運輸業	-	-	-	177	175	212
	卸売・小売業	-	194	-	178	185	210
	金融・保険業	150	-	184	145	145	180
	飲食・宿泊業	191	-	-	175	183	213
	医療・福祉	178	171	187	177	186	216
	サービス業	-	-	-	174	190	205
職業別	専門・技術職	178	171	187	178	186	214
	事務職	150	-	184	170	176	199
	販売職	-	-	-	179	191	209
	サービス職	174	194	-	184	185	204
	保安職	-	-	-	205	221	226
	生産工程	192	179	-	173	185	207
	輸送・機械運転	-	-	-	171	175	196
	建設・採掘	-	-	-	191	203	221
	運輸・清掃・包装	-	-	-	163	184	206
規模別	29人以下	174	-	-	177	181	205
	30～99人	150	194	184	175	187	205
	100～499人	188	175	187	176	186	209
	500人以上	-	-	-	176	187	208

（注）常用労働者として採用された昨年度末卒業の新規学卒者の初任給の平均値です（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません）

新規学卒者の初任給情報（確定値）

三重労働局職業安定部

令和3年3月卒

(単位：千円)

産業・ 職業・規模別		熊野			三重県		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
計		178	176	176	176	184	208
産業別	建設業	-	-	-	190	201	219
	製造業	181	-	180	173	186	207
	運輸業	-	-	-	177	175	212
	卸売・小売業	-	161	-	178	185	210
	金融・保険業	-	-	-	145	145	180
	飲食・宿泊業	-	-	-	175	183	213
	医療・福祉	-	183	171	177	186	216
	サービス業	160	-	-	174	190	205
職業別	専門・技術職	172	190	-	178	186	214
	事務職	177	161	180	170	176	199
	販売職	-	-	-	179	191	209
	サービス職	-	176	171	184	185	204
	保安職	-	-	-	205	221	226
	生産工程	183	-	-	173	185	207
	輸送・機械運転	-	-	-	171	175	196
	建設・採掘	-	-	-	191	203	221
	運輸・清掃・包装	-	-	-	163	184	206
規模別	29人以下	167	161	-	177	181	205
	30～99人	-	176	171	175	187	205
	100～499人	181	190	180	176	186	209
	500人以上	-	-	-	176	187	208

(注) 常用労働者として採用された昨年度末卒業の新規学卒者の初任給の平均値です（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません）

令和3年度 申出書提出一覧

特定（産業別） 最低賃金名	申出代表者	申出日	センサス等の 基幹的労働者数	申出による労働 協約等の適用 労働者数	比 率（%）
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	日本化学エネルギー産業労働組合連 合会三重県地方連絡会 議 長 伊藤 文隆	令和3年7月2日	1, 6 2 2	7 3 9	4 5 . 6
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	全日本電線関連産業労働組合連合会 三重地方協議会 議 長 村木 靖彦	令和3年7月7日	3, 2 1 7	1, 0 3 5	3 2 . 2
三重県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	全日本電機・電子・情報関連産業労 働組合連合会三重地方協議会 議 長 小田 正亮	令和3年7月8日	2 8, 4 5 8	1 6, 7 4 9	5 8 . 9
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動 車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、 船用機関製造業、産業用運搬車両・同部 分品・附属品製造業、その他の輸送用機 械器具製造業最低賃金	自動車総連三重地方協議会 議 長 高津 健一	令和3年6月25日	3 4, 3 2 3	1 7, 4 1 7	5 0 . 7

*比率は「申出による労働協約等の適用労働者数」 / 「センサス等の基幹的労働者数」

三重県ガラス・同製品製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の 適用労働者 数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
セントラル硝子労働組合 松阪支部	セントラル硝子(株) 松阪工場	松阪市大口町1624-9	174,000	(8,555)	(1,141)	令和3年3月26日	437	
日本板硝子労働組合 津支部	日本板硝子(株) 津事業所	津市高茶屋小森町4902	173,100	(8,690)	(1,121)	令和3年6月16日	160	
日本板硝子労働組合 四日市支部	日本板硝子(株) 四日市事業所	四日市市千歳町2番地	173,100	(8,690)	(1,121)	令和3年6月16日	108	
日硝ファイバー労働組合	日硝ファイバー(株)	津市高茶屋小森町4902	171,570	(8,439)	(1,065)	令和3年6月18日	34	
計	4事業所						739	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の 適用労働者 数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
古河電気工業労働組合三重支部	古河電気工業(株)三重事業所	亀山市能褒野町20番地の16	160,130	(7,875)	(1,016)	令和3年4月1日	769	
フジクラ労働組合鈴鹿支部	(株)フジクラ鈴鹿事業所	鈴鹿市岸岡町1800	159,700	(7,851)	1,013	令和1年10月1日	155	
昭和電線労働組合三重地区	昭和電線ケーブルシステム (株)三重事業所	いなべ市北勢町麻生田1326-1	163,000	(8,016)	(1,034)	令和3年3月17日	111	
計	3事業所						1,035	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表
(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン労働組合	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン(株)	桑名市多度町御衣野2000	164,500	8,192	1,057	令和3年4月21日	705	
東芝産業機器システム労働組合	東芝産業機器システム(株)	三重郡朝日町大字縄生2121	164,500	(8,192)	1,058	令和3年6月1日	921	
キオクシア労働組合四日市支部	キオクシア(株)四日市工場	四日市市山之一色町800番地	164,500	(8,156)	1,058	令和3年6月7日	6,482	
中部東芝エンジニアリング労働組合	中部東芝エンジニアリング(株)	四日市市山之一色町800番地	164,500	—	(1,057)	令和3年3月31日	250	
富士電機労働組合鈴鹿支部	富士電機(株)鈴鹿工場	鈴鹿市南玉垣町5520	164,500	—	(1,057)	令和3年4月1日	862	
シャープ労働組合亀山支部	シャープ(株)亀山事業所	亀山市白木町幸川464番地	165,500	(8,275)	(1,068)	令和3年3月31日	1,970	
旭電器労働組合	旭電器工業(株)	津市白塚町2856番地	166,000	—	(998)	令和3年3月30日	516	
パナソニックライフソリューションズ労働組合津支部	パナソニック(株)ライフソリューションズ社津工場	津市藤方1668番地	164,500	(8,291)	(1,070)	令和3年4月24日	762	
パナソニックライフソリューションズ電材三重労働組合	パナソニックライフソリューションズ電材三重(株)	津市あのとつ台2丁目2番2	164,000	—	(1,029)	令和3年4月1日	493	
葉山電器労働組合	(株)葉山電機製作所	津市美里町五百野1285番地	164,500	(8,024)	1,000	令和3年3月31日	199	
シャープ労働組合三重支部	シャープ(株)三重事業所	多気郡多気町五佐奈1177-1	165,500	(8,317)	(1,068)	令和3年3月31日	1,076	
ダイヘン労働組合三重分会	(株)ダイヘン三重工場	多気郡多気町東池上800	164,500	—	(1,061)	令和3年5月7日	100	
パナソニックデバイス労働組合伊勢支部	パナソニック(株)インダストリアルソリューションズ社伊勢工場	度会郡玉城町田宮寺	164,500	(8,291)	(1,070)	令和3年4月24日	1,216	
シンフォニアテクノロジー労働組合伊勢支部	シンフォニアテクノロジー(株)伊勢製作所	伊勢市竹ヶ鼻町100	164,500	(8,192)	(1,057)	令和3年3月31日	772	
ノリタケ伊勢電子労働組合	ノリタケ伊勢電子(株)	度会郡大紀町打見670-5	165,000	(8,180)	1,036	令和3年3月31日	88	
昭和電工マテリアル労働組合名張支部	昭和電工マテリアル(株)名張事業所	名張市八幡1300番地15	170,500	(8,491)	(1,096)	令和3年5月31日	220	
パワーサプライテクノロジー労働組合	パワーサプライテクノロジー(株)	松阪市上川町2460-1	160,000	(8,000)	1,032	令和3年5月20日	117	
計	17事業所						16,749	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重県建設機械・鈷山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
本田技研労働組合鈴鹿支部	本田技研工業(株)鈴鹿製作所	鈴鹿市平田町1907	177,757	8,756	(1,093)	令和3年5月24日	6,243	
ユタカ技研労働組合三重分会	(株)ユタカ技研三重製作所	津市あのとつ台2丁目2番1号	158,873	(7,826)	(977)	令和3年5月18日	130	
柳河精機労働組合三重支部	柳河精機(株)亀山工場・鈴鹿工場	亀山市和田町1012番地	164,000	(8,079)	1,008	令和3年4月1日	179	
ホンダオートボディー労働組合	ホンダオートボディー(株)	四日市市上海老町東大沢1633-2	158,570	(7,811)	(974)	令和3年4月1日	499	
八千代工業労働組合鈴鹿支部	八千代工業(株)鈴鹿工場	鈴鹿市国府町石丸7764番地	168,700	(8,331)	(1,041)	令和3年4月9日	238	
テイ・エステック労働組合鈴鹿支部	テイ・エステック(株)鈴鹿工場	鈴鹿市木田町60	161,643	(7,963)	(994)	令和3年4月1日	253	
エフテック労働組合亀山支部	(株)エフテック亀山事業所	亀山市白木町鷺山395-43	164,040	(8,081)	(1,008)	令和3年4月22日	248	
ホンダロジスティクス労働組合三重ブロック	(株)ホンダロジスティクス三重事業所	鈴鹿市庄野羽山3-8-1	164,000	(8,067)	(1,008)	令和3年5月13日	302	
デンソー労働組合	(株)デンソー大安製作所	刈谷市昭和町1-1	—	—	1,008	令和2年5月20日	4,688	
愛知機械工業労働組合松阪支部	愛知機械工業(株)松阪工場・津事業所	松阪市大口町503	164,000	(8,067)	(1,008)	令和3年4月16日	502	
日本特殊陶業労働組合伊勢支部	日本特殊陶業(株)伊勢工場	伊勢市円座町字細越871-6	168,500	(8,256)	(1,108)	令和3年5月1日	253	
トヨタ車体労働組合いなべ地区	トヨタ車体(株)いなべ工場	いなべ市員弁町市之原10	164,000	—	1,009	令和3年4月1日	2,767	
三五労働組合いなべ支部	(株)三五	いなべ市藤原町上相場2438-1	164,000	(8,067)	(1,008)	令和3年3月17日	348	
ジャパンマリンユナイテッド津労働組合	ジャパンマリンユナイテッド(株)津事業所	津市雲出鋼管町1番地	167,000	(8,247)	(1,031)	令和3年4月1日	767	
計	14事業所						17,417	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額又は日額にて表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

2021年6月30日

三重労働局長
西田 和史 様

三重県四日市市日永東 2-4-16

日本化学工業労働組合
三重県労働組合
伊藤 文雄

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、三重県ガラス・同製品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
三重県において、ガラス・同製品製造業を営む使用者に使用される労働者 1, 595人
2. 改正を申し出る最低賃金の件名
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法 第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、
①生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

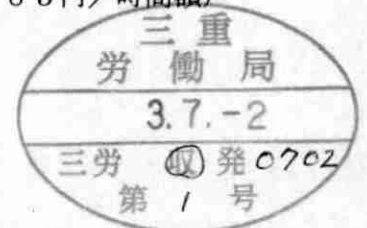
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	739人	概ね
<hr/>		= 0.46 > 3分の1以上

三重県におけるガラス・同製品製造業を営む
使用者に使用される基幹的労働者数人 1, 622人

労働協約上の賃金の最も低い額=171, 570円/月額
(8, 438円/日額、1, 065円/時間額)

現在適用されている法定最低賃金額=901円/時間

5. 添付書類
 - (1) 労働協約の写し
 - (2) 申出合意書および委任状
 - (3) 三重県におけるガラス・同製品製造業の事業所数と労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
 - (4) 所定労働時間数および所定労働日数
 - (5) 意向表明に関する同意書



以上

県におけるガラス・同製品製造業の事業所数と労働者数の概数および合意の効力の及ぶ労働者数は使用者

県におけるガラス・同製品製造業の事業所数と労働者数の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
E 2 1 1	3 4	1, 6 2 2
計	3 4	1, 6 2 2

合意の効力の及ぶ使用者または労働者数

(上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

	事業所名	組合名	最低賃金に関する協約の適用労働者数
1	セントラル硝子株式会社 松阪工場	セントラル硝子労働組合 松阪支部	4 3 7名
2	日本板硝子株式会社 津事業所	日本板硝子労働組合 津支部	1 6 0名
3	日本板硝子株式会社 四日市事業所	日本板硝子労働組合 四日市支部	1 0 8名
4	日硝ファイバー株式会社	日硝ファイバー労働組合	3 4名
計	4事業所	4労働組合	7 3 9名

(注) 表中の労働者数には、18歳未満および65歳以上の者は含まれていない。

(4労組とも、組合員の中に18歳未満および65歳以上の者はいない)

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の月間の所定労働時間数
および所定労働日数等の状況

	事業所名	組合名	月額金額	所定労働 時間数	所定労働 日数
1	セントラル硝子株式会社 松阪工場	セントラル硝子労働組合 松阪支部	174,000 円	152.50 時間	20.34 日
2	日本板硝子株式会社	日本板硝子労働組合	173,100 円	154.35 時間	19.92 日
3	日硝ファイバー株式会社	日硝ファイバー労働組合	171,570 円	161.04 時間	20.33 日

三重労働局長
西田 和史 殿

令和3年 7月 6日
三重県亀山市能褒野町20番地16
全日本電線関係者連合会
三重県協議会
議長 〇

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県電線・ケーブル製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
三重県において、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者
1,035名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していることから①生活の維持・防衛②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,035名
三重県における電線・ケーブル業を営む使用者に使用される労働者数
3,217名 = $0.32 >$ 概ね3分の1以上
最も低い労働協約の金額 = 159,700円/月額
7,851円/日額
1,013円/時間額
現在適用されている法定最低賃金 = 921円/時間額
5. 添付書類
①労働協約の写し、②申し出合意書類及び委任状、③三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、④所定内労働時間数及び所定労働日数。



以上

三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数。

1. 三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数

【令和3年度センサスによる人数】

業 種 名	事業所数	適用労働者数
E 2 3 4 電線・ケーブル製造業	1 1	3, 2 1 7人

2. 当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数 (1, 0 3 5人)

①賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けるものの内訳

	当 事 者 名 称		最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
	事業所名	労働組合名	
1	古河電気工業株式会社 三重事業所	古河電気工業労働組合三重支部	7 6 9人
2	株式会社フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労働組合 鈴鹿支部	1 5 5人
3	昭和電線 ケーブルシステム 株式会社三重事業所	昭和電線労働組合 三重地区	1 1 1人
計	3事業所	3組合	1, 0 3 5人

* 令和3年6月1日現在

* 上記の労働者数は18歳～60歳までの組合員数である。

賃金の最低賃金が月額のみで表示されている
 労使協定の場合の所定労働時間数状況

	事業所名	労働組合名	月額金額	1日の所定労働時間数	月間の所定労働時間数
1	古河電気工業 (株) 三重事業所	古河電工労組 三重支部	160,130 円	7 時間 45 分	157.6 時間
2	(株) フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労組 鈴鹿支部	159,700 円	7 時間 45 分	157.6 時間
3	昭和電線ケーブルシステム (株) 三重事業所	昭和労組 三重地区	163,000 円	7 時間 45 分	157.6 時間

年間の所定労働日数

	事業所名	労働組合名	年間の所定労働日数
1	古河電気工業 (株) 三重事業所	古河電工労組三重支部	244 日
2	(株) フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労組鈴鹿支部	244 日
3	昭和電線ケーブルシステム (株) 三重事業所	昭和労組三重地区	244 日

以上

三重労働局
労働局長 西田 和史 殿

全日本電機・電子・労働組合連合会
三重地区委員長 小田 正 殿

7月 8日

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電機計測器製造業及び他に分類されない電気機械器具製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業を除く。）又は電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者 16,749名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由（労働協約ケース）

(1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分1以上に達していることから法定最低賃金の改定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	16,749人	
<hr/>		= 0.589
三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者数	28,458人	(58.9%)

(2) 適用労働者の生活の維持・防衛、更には賃金格差是正のために法定最低賃金の改正を求める

5. 労働協約上の賃金の最も低い額=166,000円/月（時間額 999円）

※上記金額は時間額のための協定締結であり、月額から労働時間を換算した金額である
現在適用されている法定最低賃金額=906円/時間額

6. 添付書類

- ① 労働協約（覚書）の写し
- ② 合意書及び委任状、申出に係る労使の意思疎通
- ③ 三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ④ 月間の所定労働時間数及び所定労働日数の一覧



三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の
事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概況

産業小分類	事業所数	労働者数
E 2 8	3 5 4	2 8, 4 5 8
E 2 9		
E 3 0		

2. 合意の効力の及ぶ労働者数・賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名称	労働組合名称	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数(人)
1	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン(株)	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン労働組合	705
2	東芝産業機器システム(株)	東芝産業機器システム労働組合	921
3	キオクシア(株)四日市工場	キオクシア労働組合四日市支部	6,482
4	中部東芝エンジニアリング(株)	中部東芝エンジニアリング労働組合	250
5	富士電機(株)鈴鹿工場	富士電機労働組合鈴鹿支部	862
6	シャープ(株)亀山事業所	シャープ労働組合亀山支部	1,970
7	旭電器工業(株)	旭電器労働組合	516
8	パナソニック(株)ライフソリューションズ社津工場	パナソニックライフソリューションズ労働組合津支部	762
9	パナソニックライフソリューションズ電材三重(株)	パナソニックライフソリューションズ電材三重労働組合	493
10	(株)葉山電器製作所	葉山電器労働組合	199
11	シャープ(株)三重事業所	シャープ労働組合三重支部	1,076
12	(株)ダイヘン 三重工場	ダイヘン労働組合三重分会	100
13	パナソニック(株)インダストリアルソリューションズ社伊勢工場	パナソニックデバイス労働組合伊勢支部	1,216
14	シンフォニアテクノロジー(株)伊勢製作所	シンフォニアテクノロジー労働組合伊勢支部	772
15	ノリタケ伊勢電子(株)	ノリタケ伊勢電子労働組合	88
16	昭和電工マテリアルズ(株)名張事業所	昭和電工マテリアルズ労働組合名張支部	220
17	パワーサプライテクノロジー(株)	パワーサプライテクノロジー労働組合	117
計	17事業所	17組合	16,749

月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の一覧

	事業所名称	労働組合名称	月間金額	所定労働時間数	所定労働日数
1	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン(株)	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン労働組合	164,500	155.60	20.08
2	東芝産業機器システム(株)	東芝産業機器システム労働組合	164,500	155.60	20.08
3	キオクシア(株)四日市工場	キオクシア労働組合 四日市支部	164,500	155.60	20.17
4	中部東芝エンジニアリング(株)	中部東芝エンジニアリング労働組合	164,500	155.61	—
5	富士電機(株)鈴鹿工場	富士電機労働組合 鈴鹿支部	164,500	155.65	—
6	シャープ(株)亀山事業所	シャープ労働組合 亀山支部	165,500	155.00	20.0
7	旭電器工業(株)	旭電器労働組合	166,000	166.33	—
8	パナソニック(株) ライフソリューションズ社津工場	パナソニックライフソリューションズ労働組合津支部	164,500	153.70	19.84
9	パナソニック ライフソリューションズ電材三重(株)	パナソニックライフソリューションズ電材三重労働組合	164,000	159.40	—
10	株葉山電器製作所	葉山電器労働組合	164,500	164.00	20.5
11	シャープ(株)三重事業所	シャープ労働組合 三重支部	165,500	155.00	20.0
12	(株)ダイヘン 三重工場	ダイヘン労働組合 三重分会	164,500	155.00	—
13	パナソニック(株)インダストリアルソリューションズ社伊勢工場	パナソニックデバイス労働組合伊勢支部	164,500	153.70	19.84
14	シンフォニアテクノロジー(株) 伊勢製作所	シンフォニアテクノロジー労働組合 伊勢支部	164,500	155.65	20.08
15	ノリタケ伊勢電子(株)	ノリタケ伊勢電子労働組合	165,000	159.31	20.17
16	昭和電工マテリアルズ(株) 名張事業所	昭和電工マテリアルズ労働組合 名張支部	170,500	155.62	20.08
17	パワーサプライテクノロジー(株)	パワーサプライテクノロジー労働組合	160,000	155.00	20.0

三重労働局長

令和 3年 6月 25日

西田 和史 殿

三重地方協議会

高津 健

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者に使用される労働者 34,323人

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから
①生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	17,417	= 0.507	概ね3分の1以上
三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者に使用される労働者	34,323		
(最も低い) 労働協約の金額	=	円/月額	
		円/日額	・ 974円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額	=	942円/時間額	

5. 添付書類

①労働協約の写 ②申出合意書及び委任状 ③三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数



以上

三重県における『自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
 舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他
 の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業』の事業所数と
 労働者数の概数

(上記のうち賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

2021年6月1日現在

事業所名	組合名	賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数
1. 本田技研工業(株)鈴鹿製作所	1. 本田技研労働組合鈴鹿支部	6243 人
2. 株式会社 ユタカ技研三重製作所	2. ユタカ技研労働組合三重分会	130 人
3. 柳河精機(株)亀山工場・鈴鹿工場	3. 柳河精機労働組合三重支部	179 人
4. ホンダオートボディー株式会社	4. ホンダオートボディー労働組合	499 人
5. 八千代工業(株)鈴鹿工場	5. 八千代工業労働組合鈴鹿支部	238 人
6. テイ・エステック(株)鈴鹿工場	6. テイ・エステック労働組合鈴鹿支部	253 人
7. 株式会社 エフテック亀山事業所	7. エフテック労働組合亀山支部	248 人
8. (株)ホンダロジスティクス三重事業所	8. ホンダロジスティクス労働組合三重ブロック	302 人
9. (株)デンソー大安製作所	9. デンソー労働組合	4688 人
10. 愛知機械工業株式会社松阪工場・津事業所	10. 愛知機械工業労働組合松阪支部	502 人
11. 日本特殊陶業株式会社伊勢工場	11. 日本特殊陶業労働組合伊勢支部	253 人
12. トヨタ車体(株)いなべ工場	12. トヨタ車体労働組合	2767 人
13. 株式会社三五	13. 三互労働組合 いなべ支部	348 人
14. ジャパンマリンユナイテッド株式会社津事業所	14. ジャパンマリンユナイテッド津労働組合	767 人
14事業所	14組合	17417 人

最低賃金に関する協定書の所定労働時間数・所定労働日数及び賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の概要

令和3年度6月1日現在

	事業所名	組合名	月額金額	所定労働時間数	所定労働日数	適用労働者数
1	本田技研工業(株) 鈴鹿製作所	本田技研労働組合 鈴鹿支部	177,757 <日給> 8,756 円	162.66 8.0時間	244 20.3 日	6,243 人
2	(株)ユタカ技研 三重製作所	ユタカ技研労働組合 三重分会	158,873 円	162.64 8.0時間	244 20.33 日	130 人
3	柳河精機(株)亀山工場 鈴鹿工場	柳河精機労働組合 三重支部	164,000 <時間給> 1,008 円	162.66 時間	244 20.3 日	179 人
4	ホンダオートボディー(株)	ホンダオートボディー労働組合	158,570 円	162.66 8.0時間	244 20.3 日	499 人
5	八千代工業(株) 鈴鹿工場	八千代工業労働組合 鈴鹿支部	168,700 円	162.66 8時間	244 20.33 日	238 人
6	ティ・エステック(株) 鈴鹿工場	ティ・エステック労働組合 鈴鹿支部	161,643 円	162.66 8.0時間	244 20.33 日	253 人
7	(株)エフテック 亀山事業所	エフテック労働組合 亀山支部	164,040 円	162.66 時間	244 20.33 日	248 人
8	(株)ホンダ'ロジスティクス 三重事業所	ホンダ'ロジスティクス労働組合 三重ブロック	164,000 円	162.66 8.0時間	244 20.33 日	302 人
9	(株)デンソー 大安製作所	デンソー労働組合	<時間給> 1,008 円	時間	日	4,688 人
10	愛知機械工業株式会社 松阪工場・津事業所	愛知機械工業労働組合 松阪支部	164,000 円	162.67 8.0時間	244 20.33 日	502 人
11	日本特殊陶業株式会社 伊勢工場	日本特殊陶業労働組合 伊勢支部	168,500 円	152.1 7.45時間	245 20.41 日	253 人
12	トヨタ車体(株) いなべ工場	トヨタ車体労働組合 いなべ地区	164,000 <時間給> 1,009 円	162.667 時間	日	2,767 人
13	株式会社三五	三五労働組合 いなべ支部	164,000 円	162.66 時間	244 20.33 日	348 人
14	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 津事業所	ジャパンマリンユナイテッド 津労働組合	167,000 円	162.66 8.0時間	243 20.25 日	767 人
	14事業所	14組合	賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数			17,417 人

賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料 No. 1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

(令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>0.5%</u>	←	<u>0.3%</u>
Bランク	<u>0.1%</u>	←	<u>-0.1%</u>
Cランク	<u>0.5%</u>	←	<u>0.6%</u>
Dランク	<u>0.3%</u>	←	<u>0.4%</u>
ランク計	<u>0.4%</u>	←	<u>0.3%</u>

(令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>1.5%</u>	←	<u>1.4%</u>
Bランク	<u>0.7%</u>	←	<u>0.4%</u>
Cランク	<u>1.3%</u>	←	<u>1.5%</u>
Dランク	<u>0.8%</u>	←	<u>0.9%</u>
ランク計	1.2%	←	1.2% ※訂正なし

2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究，専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業，娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	
計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業, 小売業				学術研究, 専門・技術サービス業				宿泊業, 飲食サービス業				生活関連サービス業, 娯楽業				医療, 福祉				サービス業 (他に分類されないもの)				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	
男	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	ランク	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年		
一般 パート 計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2
パート	A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	
一般 パート 計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2
パート	A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
42.2	43.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	
男 計	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
男 計	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	(0.2)	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	(0.2)	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女 計	A	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,181	1,193	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	(1.3)	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	(1.3)	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	
女 計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
男	A	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女	A	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	
一般 パート 計	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A	1,747	1,771	1.4	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,659	1,666	0.4	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,525	1,539	0.9	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,347	1,357	0.7	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,616	1,631	0.9	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,889	1,909	1.1	(0.5)	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	(0.5)	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
パート	A	1,201	1,220	1.6	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,060	1,072	1.1	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	998	1,019	2.1	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	959	972	1.4	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,090	1,108	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,227	1.2	(1.2)	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	(1.2)	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	ランク	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年		
一般パート計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
パート	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和元年	令和2年
42.8	44.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和元年	令和2年
男性	42.0	41.9
女性	58.0	58.1

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和元年	令和2年
38.1	39.4

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

- 賃金改定状況調査の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に復元して集計を行っている。
- 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業, 娯楽業」及び「R サービス業(他に分類されないもの)」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じた。

